

# 参議院緊急集会期限等の変更するための法律案特別委員会会議録第二号

昭和二十八年三月十九日(木曜日)午前  
十一時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君  
理事 古池 信三君  
中川 幸平君  
小林 政夫君  
山田 節男君  
菊川 孝夫君

委員

石料 幸作君  
上原 正吉君  
長谷山行毅君  
宮本 邦彦君  
安井 謙君  
高橋 道男君  
溝口 三郎君  
相馬 助治君  
小笠原三三男君  
成瀬 暁治君  
一松 定吉君  
松浦 定義君  
谷口三郎君  
千田 正君  
鈴木 清一君  
須藤 五郎君

國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君

政府委員

内閣官房副長官 江口見登留君  
自治庁次長 鈴木 俊一君  
法制局長官 佐藤 達夫君  
法制局次長 林 修三君  
法制局第一部長 高辻 正巳君

大蔵政務次官 愛知 揆一君  
大蔵省主税局長 渡邊喜久造君  
説明員

行政管理局 岡部 史郎君  
管理部長 加藤 陽三君  
保安庁人事局長 加藤 陽三君  
法務省入国 鈴木 一君  
管理局長 高橋 孝君  
法務省矯正 高橋 孝君  
局長 北島 武雄君  
大蔵省税関部長 北島 武雄君  
大蔵省主計 岸本 晋君  
局給与課長 田邊 繁雄君  
引揚援護庁次長 田邊 繁雄君  
通商産業大 石原 武夫君  
臣官房長 荒木茂久二君  
運輸省航空局長 荒木茂久二君

本日の会議に付した事件  
○期限等のある法律につき当該期限等を変更するための法律案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) これより期限等のある法律につき当該期限等を変更するための法律案特別委員会を開会いたします。

この際のために諸君に申し上げておきます。この法律案は十六の法律の改正に関するものでございます。従いまして個々の改正に入る前に昨日総括的の質問を開始いたしましたのであります。本日もその先ず総括的の質問をいたしまして、それから個々のものに入りたかじめ御了承願っております。

○小笠原三三男君 昨日林政府委員からいろいろ法案の提出の仕方、或いは

衆議院における同意不同意の関連について伺いましたが、改めて私の了解した点を確認し申し上げますと、議院運営委員会では佐藤法制局長官は、不正競争防止法というような初めから一案であるものの中で、一部不同意、他は同意という御答弁があつて、昨日の特別委員会になりました。林次長からは、そういう場合でも、この点ははつきり

しません、可分なものは一部不同意、他は同意といふこともでき得るという御答弁があつたのであります。そこで各種の論議を交したわけですが、念のために確認したことの中で、一つ伺つておきたいことは、昨日お話になつた可分であるといふことは、条項として形式的に可分できるものを指して言うのか、内容として可分できるというものを指して言うのか、或いはその両者が如何にかからみ合つてゐるものか、その点を明らかにして頂きたい。従つて可分不可分の問題を論ずる客観的な基準は、表現しますならばういふふうなものを客観的な基準とするのか、この点改めて明確にして頂いて頂きたいと思つておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今お話に出ました下競争防止法の例のことから申上げますが、運営委員会で私は初めあいまいなお返事をしておつて小笠原委員から一足突つてこられました。そこで私が最後に答えたのは、今度御提案になつておる不正競争防止法のよ

うなものこれは一体のものだといふ趣旨で申上げたつもりでおります。従いまして昨日私のほうの林政府委員が言つたというのは、これは一般的の問題として言つたので、今のお尋ねもそのおつもりだと思つておつた。例えは事柄によつて分別し得るものというものがあつておつた。地方税法を直すにしてもいろいろの税目があります。直接関係のない二つの税目について変更を加えておるといふような場合は恐らく可分であるといふ場合があると思つておつた。そういう場合にはもとより一部承認の問題になり得るといふふう

に考えておるわけでありませぬ。○小笠原三三男君 私法律家でございますので、直感にお話を承つて思ひ付いたまま質問したいのですが、一般的に内容として或いは形式に於いても可分であるといふ場合はあり得ると思つておつた。併し可分であるからとして衆議院に廻つて一部不同意、こういうことになりませぬ、その当時において参議院の緊急集会後法律として有効であつたものが一部不同意となつた途端にその法律の内容が何と申しまさるか、但書等の制限事項等を不同意としたがために内容としては広汎に拡がつてしまふ。いわゆる参議院の緊急集会で或る制約の下で効力のあるようになつておつたものが衆議院のほうにおいてその制約が外されて、そうして緊急集会で有効であつた法律以上に拡がりを持つた法律になつてその後効力を発して来る。而もそのことは衆議院にお

いてだけ不同意といふことの議決があつたことだけで、参議院のほうに二度と廻つて来ることなしに永久法として衆議院の意思だけで法の内容が變つて行く、こういう点は我々参議院としてはこれはおかしなことではないか、そういう場合が必ず出て来るのではないかと、そういうことが予想されるわけですか。ちよつと私が下手ですから内容が酌みとれたかどうかわかりませんが、全然一部不同意となるために法の内容が拡大され、拡大されることは衆議院だけの議決でそうなつて永久法となつて行く、こういうことはいけないことではないか。少くとも緊急集会で参議院がきめた法律以上の法律に衆議院がなるものではなくて、衆議院の一部不同意といふものは参議院できめたものを否決してしまふか、或いは一部を抑えて行くか、参議院のきめたものより下廻るような方法かにおいて不同意といふことがあり得るので、不同意によつて参議院の意思したものをよりも以上の法律になつて永久に効力を発するといふことはこれはいかんことではないか。どういふことが予想せられるので、同じ可分不可分と言つてもその程度と申しますが、量と申しますが、法の内容が参議院のそれよりも上廻るのか下に下つて来るのか、こういうふうなところも或る種の基準になつて行くのではないかと考えられるのです。この点は如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の頭でお尋ねの趣旨を勝手に整理をいたしましたし

一応お答え申し上げます。要するに参議院に廻つた場合の同意不同意の場合の枠というものは客観的にきまつておるわけで、例えば最近言葉で申しますと、この法案が衆議院の同意を求め修正権を持たないわけですから、従つてその枠を越えて勝手に文句を書いて修正してしまふということは普通の法律とは違ひますからそれはできません。そうすると衆議院に出て来たものを御覧になつてこれを全部よしとするか、或いは一部否とするかという問題になつて来るわけで、その意味では幅のものが枠はきまつておるわけです。ところが今のお話で内容が拡大して来やせんかということの意味のお言葉を分けて分折いたしますと、修正によつて加わる場合が理論的にはありますが、それはありません。これは申上げられる。勿論実質的に申しまして、これは考へようであります。本来三月三十一日で切れるものが今度二月延長の形で衆議院に持越された、それがいかんということになりますと、結局免税の規定であるとなれば四月一日から税金が課せられることになるという意味では、これは事柄の性質上そこに性質が違つて来ます。併しそれだけの事柄であつて、それ以外の影響はないと考へます。

○小笠原三三男君 只今私のお尋ねしていることは、法律は両院の議決によつて成立し効力を永久に発生して行くわけですから、ところが今の場合永久に効力が発生して行く法の部分について加えられる意思は衆議院だけの意思としてそれが加えられて行くという場合があります。我々のほうは緊急集会に

おいて事務的なものとしてやつておられるが、法律的にはやつたものが衆議院のほうにおいてはこれを一部不同意ということによつて、内容が拡大されて、永久にその場合には参議院としては如何にも始末がつかない。法の性質そのものからいつたら、これは行過ぎと申しますか、おかしいことになるのではないかと申す。例へば六月一日まで何それを延期するときめた場合に、参議院でこれを修正しまして、併しなからその間これ／＼のことについては特別な措置をとることができるといふ但書を附してやつた。そういう場合に向うは一部不同意で但書を削除したということになると、素裸になつて、ただ単に六月一日までこれが延期となつて参議院の措置した制限事項がとつたらわけて法が拡大される。そのまゝ永久法になつて行く、そういうことは不同意という手続だけをとることによつて衆議院だけででき得る、そういうことになることを私は疑義があるとするのです。結局そういうことであるならば、二院制による法の性質というところからいって私はこれはおかしいことではないか。結局だから昨日から論議しておることから申しますと、結局政府の法案の提出の仕方というものは例へば本委員会にかつておるようなものでも個々ばら／＼にして、それぞれ一本の法律で出すということにすれば、率直に言うて昨日から皆さんがおつしやるようなその論理的な、どうもおかしいと思われような話になつて来ることで、これをやめてしまふことができる。例へばあなたが昨日言つたように、こつちは各法律

を一束にたしものだから内容はばらばらのものである、だからこれは可分だ。その論理が今度は一體の法律に對しても一部可分なものがあつて得るとなつてゐる。それを發展させるといふと、衆議院の可分として手続をとることによつて法自体の成立そのものに衆議院のこの権限について問題が起つて来る。だん／＼こういうふうな發展して行くじやないか。だから私はどこかこれはおかしいので、初めからこれは可分できるものではない。憲法五十四條における措置に対する同意といふことは、措置とは法律を緊急集会の議決を求めて公布することを、或いは緊急集会において認められた内容そのものを指して私は措置と言ひ、それに同意するといふことは、これは一部を不同意があり或いは全体に對して不同意もあり、全体に對して同意もあり得るんだというふうなことで、憲法上書いてある文章ではないんじやないだらうか、一般の回付案等に対する同意といふような場合においては、一部否決、他は同意というふうな手続はとらんのですから、それと同じ表現の同意という言葉を憲法上使つてゐる限りは、これは初めから一本のものだと規制しておくのが正しいのではないだらうか。まあ私の直感常識論を申上げるわけなんです、重ねて衆議院だけの意思によつて法が拡大されて永久法になつて行くことで、二院制度で法律を作つて行く原則からいって如何なものか、こういう点について御答弁願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 今お言葉の中にちよつと出ましたから、それを手掛りにお答え申しますが、この但書の例をちよつとお挙げになりました。この但書の例をお挙げになつた場合に、その但書というものはさつきのように、可分のものか不可分のものかという問題が必ずそこに来るわけですから、併しそれは差し置きましょう。差置きましょうが、その次のお言葉で、一本ずつの別の法律で出せばそういう疑問はないようにちよつと聞きとれたんですけれども、仮に今度の提案の例を申しまして、関稅定率法の附則第二項の改正法、仮に一本の法律で申出しました場合に、参議院でその中に但書をお加えになつた。そうして衆議院に同意を求めたために申出になつたといふことになれば、一本のものであつてもその但書の部分については同じ問題が出て来るわけですから、ありますから、只今のお尋ねの点は、一本にしたとか、或いはばら／＼に出すからというふうなことから来る問題ではないに、但書のようなものを加えることが一體可分のものか不可分のものかといふ一體論の問題にならうかと私は思ふのであります。この問題もこの場面で結論を申上げる私は責任も義務もないと思ひますけれども、恐らく但書のよるな場合は、普通の場合はこれは一體のものであつて、それを落そうとするためには一部不承認という形ではない修正の問題として扱われなければならぬ性質のものであらう、これは個々の場合に異なりますから一概には申上げられませんが、通常の場合にはそういう場合が多いであらうと思ひます。ただこの際附加して申上げますが、この衆議院が同意、不同意をつきつけられたという場面において、実は同意、不同意のほかに、もう一つ手のあることを申添えておきたいのは、これはもとより国会として立法権をお持ちでありますから、そのときに今問題になつておる法律の改正案を即時立案されて、そこで適当な調整を加えられるという私はいくつかの方法があると思ひます。従ひまして場合によつては可分、不可分と、或いは可分であると言ひながらも条文が非常に組合さつておつて、普通この一部を不承認だといつたところで世間の人にわかんないといふような場合が私はいくらも出て来ると思ひます。そういう場合において一部に不承認という手もありましたら、けれども、なおその一部改正の法律案を衆議院のほうで起案して、それを出し、衆議院のほうに廻して法律の形を筋をとられるのが私は普通の場合の筋だと思ひます。承認の今の一部或いは全部という問題と並行して、実は修正案という形による修正の方式が、又別の手があるということ念のため申上げておきたいと思ひます。それから次に今お話の中に措置という言葉が憲法に使つてあるというふうなお言葉がございました。これは敬意を表するものであります。御承知の通り、この措置と書いてありますところからむしろ逆に私どもはこれを可分にもこの二つの措置が入つておれば、そのおの／＼の措置について同意不同意ができるという解釈を、そこからむしろ導き出すことができるのではないかと。昔の憲法の八條の緊急命令の場合は、命令そのものを出してそれについて事後承諾を求めるといふことをしておりましたから、むしろそういう解釈はできにくかつたのではないかと。もう

に、むしろ私どものほうとしてそれを手掛りに考えているという面もあります。

○小笠原三三男君 この議論を私長く続けて辯議を妨げようとはさら／＼思わないので、先例になる点を考えて問題点を抽出したにとどまるわけでありませんが、ただ衆議院においては憲法立法権はあるのでから政府が如何のように考えようとも、衆議院の多数を以てさまざま／＼な措置をとる。今のような問題の場合にさまざま／＼な措置をとって行くとした場合に、衆議院のほうは政党的分野がいろいろ／＼変ることによつて、前にも申しましたが政略的に可分はできないものだからという議論を以てして、こういう形式の法案を意図的に出して抱合せてその承認を求めて行くというような方法はないわけではないし、又或いは一部不同意というようなことはあり得ないのだ。国民の側で考へて、そして被害を受けた具体的国民から訴訟の問題になれば、その法律の有効無効はやはり裁判所で争われて行く問題になるのではないか。争ひの余地はないとおっしゃるのか、やはり争はば争われるのか。この点を逆に又念のために伺つておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 最初にこの抱合せを何か不純な意図の下にしたのではないかとという御懸念をお持ちのようでありまして、抱合せと併せておきます。この間運営委員会でも申し上げたのでありますが、抱合せという言葉を悪用して扱いますが、たゞさな法律で一括して処理して頂いた先例というのは、昭和二十三年の税制改正の際に三十八の法律を一つの法律で直したというのが手初めになつており

まして、たゞさんの例のあることだけを申し上げておきます。

それから第二の、衆議院で仮に一部不同意ということができるといふ前提に立つて一部不同意をやつた場合に、これが訴訟の問題になり得るかどうかという問題であります。これは勿論連法の立法である、仮に憲法違反の立法であるといふようなことで理由がつきまますならば勿論訴訟に出し得るわけでありませぬ。あとは裁判所の判定に待つといふ途はそれはあります。

○小笠原三三男君 ではこの問題はもうこの程度にして私は打切つて、他に御質問があればそれに譲りますが、ただ関連しまして、今度は直接に本委員会に上程せられておる法律案について、例えば第一条について第一号から第八号までございますが、これで見ますと、誠に事務的に必然の結果としてですね、五月三十一日まで期日を延ばすというものの内容としてですね、五月三十一日まで延ばすという望ましい、適切である、適当であるといふ政府の考慮の加つて延ばされるものとあつてですね、内容としては個々ばら／＼なものである。そしてまたま偶然に三月三十一日から五月三十一日まで日を延ばすという、その日にちだけが一致しておりますがためにですね、整理して第一条の中に全部突つこんだという形で整理されて来ています。このようにやり方はですね、緊急集会に出す法の体裁として適切であるとお考えになつておられるかどうか伺ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これは法文の立法の技術といたしましては、これはもういろいろ／＼な方法があると思ひます。

す。我々としてはそのいろいろ／＼な方法の中で一番簡単に一目瞭然とわかるというような形にするためには従来のような形をとつたらどうかということも考えました。併し結局結論としてはこの今御指摘のような形で同じように延長されるものは同じグループにまとめおいたほうが適切ではないかといふので、この方式を選んだわけでありませぬ。一本々々別々に出すということになれば最初のものに戻つてしまふことので、一本にまとめ、こういう法案の形で出すということが一番適切な方法であらうと存じます。

○小笠原三三男君 私は立法技術なりの、体裁上からですね、こういうことをやることは無理ではないか。参議院は参議院として常任委員会制度ができておる、そうしたならば、その常任委員会に見合うような、方法で法律を出して来るのが適切ではないか。ただ事務的に日を延ばすというだけのものであるならば、議論の余地は余りないだろうと思ひますけれども、ここに出て来て居るのは例えば租税特別措置法でも、関税定率法でもこれは延ばしても、延ばさんでもいい。議論のあるところなんです。これは単に政府の考慮として、意図としてこのほうが望ましいというだけのことなんです。又このほうが適切だということなんです。何らこのいゝわゆる緊急集会を求めるに當つて緊急性があるとかないとかいふ議論の対象にならなからず、別様の考慮の下にこういうものが出て来て居る。従つてそのところからですね、緊急性ありやなしやといふことから議論するならばこれは非常に問題になるどころなんです。それらを含み

んな一緒にして日が揃つて居るからとして並べ立てて来るということでは無理なことであつて、そしてなおこういう特別委員会まで構成してですね、審議しなければならぬような体裁を以て法律を出して来るということでは国会法にある常任委員会制度等を尊重する誠意といふものが誠に欠けておるんじゃないか。十分な、慎重な審議をお願ひするという精神において欠けておるものがあるんじゃないかという点を私は指摘して居るのです。如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もな点もありません。ただ私どもが申し上げたいのは、これらの列挙してある法律の処置がですね、積極的な政策を持つておるものであるとすれば、只今お話をしようといふは各常任委員会別々ぐらゐに編纂してもよくはないかぐらゐの気持は起り得ると思ひますが、先般来御説明申し上げているように、そういう意味の現状維持性はありませんけれども、積極性の政策のないものだけのごさいますから、むしろ国会法をひもといひますと、常任委員会制度のほかに特別委員会の制度も設けられておるから、これは国会のほうでよろしく適切な御配慮を頂けるとどうも、まあ提案したわけでありませぬ。それから今のようにならだ一括して延ばすと、期限を延ばすという先例といたしましては、御承知の通り、旧憲法から新憲法に移ります場合に旧憲法下に出された命令の処置についてこれを期限附で延ばすといふ昭和二十二年の法律第七十二号といふ例もございませぬ。その点は万遍漏はないものと考えております。

○小笠原三三男君 後段に引例されま

した点は占領下のことであり、命令による措置であつてですね、我々の議論の対象と実際にはならぬ時代の措置であつて、そういうことは私は先例としてですね、お聞きするのは余り価値があるとは思ひませぬ。そんなことはまあ議論はしたくありませんが、あなたは今おつしやつたように、積極性を持つた政策を盛り込んだものはない、現行のままをただ延ばそうとするだけだ、こういうことではあります、私は必ずしもそういう内容を含むものばかりだとは思ひませぬ。これは内容に立ち至つたときにですね、明らかにしておきたい点だと考へておるのですが、ただそういう前提の下に政府がお出しになつたということだけを私は確認しておきます。

○委員(河井彌八君) 先に申し上げておきましたが、本案の審議につきましては先ず以て全体に亘る総合的の質問から始めたいというのであります。小笠原君の御質問はまさにその通りでありましたが、他にこの際のような全体に亘る御質問がありますならばお願いしたいと思ひます。

○一松定吉君 私各論に行つてお尋ねしたいと思つたのですけれども、結論的に極く概略に承つておきたいことはですね、結局この憲法の五十四條の二項におけるいゝわゆる緊急集会といふものは国に緊急の必要ある場合に限り行つておることは言うまでもありません。そこでかくのごとく期限等を定めしよつた場合にはこの五十四條のいゝわゆる国に緊急の必要ある場合に限り行つておることは言うまでもありません。そうして見ると、こ

三

昭和二十八年三月十九日【参議院】

の法律案を見ると、ただ期限を延ばした。三月三十一日まで法律の効果が存続して居る。それを二月延ばす。或いは三月三十一日によつて効力の発生する、それを発生を二カ月延ばした、こういうこの期間を、一は効力の消滅を消滅させないよう延ばしたのだ。その日を延ばすということがいわれる緊急の必要があるということが前提でなきやならん。そこで法制局長官に伺いたいのは、一体どういふ緊急の必要があるのか、その効力の消滅を消滅させないようにするために緊急の必要といふのはどういふことがあるか。又効力の発生を発生させないよう、発生を後に延ばしたのはいふ緊急の必要があるのか、その緊急の必要のあるといふことをこの各般に亘つて一々具体的に示さなければいふから、大体延ばさなければいふような事態が発生するのだといふことを一つ簡単に説明して頂くことがこの概括に我々が本案を審視する上において必要だと思ふのです。その点を一つあなたから答弁してもらいたい。緊急の必要です。

○政府委員(佐藤達夫君) 緊急の必要といふものを分析いたしますと、緊急といふことと、必要といふことと二つになると思ひます。でこの緊急といふことから申しまして、これは形式論でございませうけれども、三月一ぱいで切れるわけでありませうから、もう早速手当をしないと動かすわけに行かん。時期が遅れては何にもならない。これは平面的の緊急性がございませうから問題がないと思ひます。次に緊急に必要なこの必要といふものの問題が恐らくお尋ねの焦点だろつと思ひます。それに

ついで例を挙げよといふことと、ございませうが、恐らく各法律について当局からお答え申上げると思ひますけれども、例えは今の軍人恩給の關係のポツダム政令というやうなものが失効してしまふ、失効してあとどうなるんだといふやうな問題が直ちに起つて来て、そこに混乱を生ずるわけと、ございませう。又地方税を例にとりまして、この附加価値税といふものが今までもうつと延ばし、されて来たわけと、ございませう。今度も延ばされるというつもりで皆納税者の側でも、或いは徴税当局者のほうもおつたろつと思つたのでありますけれども、それが途端に急転直下実施されるといふことでは、徴税のほうから困りますし、納税者のほうでも又そこに混乱が起るといふやうな意味での必要性といふものは、各法律に亘つて十分にあることと考へておるわけと、ございませう。

○一松定吉君 今のやつは、効力が消滅することを延ばすといふことについての緊急の必要性はそれでわかるのでございませうが、ところが今効力を発生しようとするのをいわゆる発生を抑える、その緊急はどうかといふわけですか。そこを一つ。

○政府委員(佐藤達夫君) これは例えば裏と表はこれは表裏一体でございませう、免税の規定が期限が切れるといふことになれば、今度はそれが税を課せられる方向に働き始めるといふことと、ございませうからして、その意味の必要性といふものは両方に通じての問題であるように考へます。各法律についてお尋ねを願へればおわかり願へると思ひます。

○一松定吉君 それでは一つお尋ねを申しよう。いわゆる第六条ですか、外国人の出入国管理關係のこの法律の中の、いろいろ第十四条の指紋をとらなければならん、これが第十四条に規定してあるこの指紋をとる、若しそれを、指紋を押捺することを拒んだようならば、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処せられる、そうするとこの実施はいわゆるこの条約発生後一年以内に云々といふことで、昨年の四月二十八日が条約の発生だとすれば、今年の四月二十八日に済む。そういうやうなものをそれ又延ばすといふこと、どういふ緊急の必要があるのか。それを一つ具体的に……。

○政府委員(佐藤達夫君) 専門の政府委員が参つておりますから、そのほうから……。

○一松定吉君 政府委員から一つ。○説明員(鈴木一君) 外国人の登録法の一部改正の問題でございませうが、本件は御指摘のように外国人登録法自体が平和条約発効と同時に公布されたのでございませう。外国人登録法によりまして外国人が登録をいたしますと、その際に指紋をとります、本人であるかどうかといふことにつきまして確認を得たいといふことが狙いでございませうが、この指紋制度は我が国におきましては初めての制度でございませう。従いましてまだその趣旨をよく徹底させまして然る上で指紋制度を採用したいといふので、法自体は平和条約発効と同時に施行いたしました。指紋制度につきましては一年の猶予期間を置いてございませう。然るところ指紋制度を採用いたします時期が迫つて参つたのでございませうが、その間に御承知の

ように昨年の五月を契機といたしまして、外国人の九〇%を占めております朝鮮の人たちが登録をいたしますといふ問題に關連いたしまして、登録自体を對しても不満を持つて居る。又指紋をとるといふこと自体についても非常な反感がございませう。延いては治安の關係にも及ぶやうな情勢が見られたのでございませう。指紋制度を一年の間で実施するといふことはまだ時期が早いのではないかと、いふ情勢でございませう。特に最近におきまして日韓關係が再開になりそうである、日韓關係が外交的にもまさに妥結に向ひますやうな機運になりつつある際に、この指紋制度を採用するといふことが無用な刺戟を与へますといふやうなことが想像いたされるのでございませう。暫らく現状維持で参りまして日韓會談の見通しがつきましたから、この指紋制度を採用するといふ方向に向ふべきではないかといふやうに最近の情勢から判断いたしました。考へられるのでございませう。従いましてこのまま法律を延期いたしませんければ指紋制度を採用しなければならぬといふことになりまして、それが延いては日韓會談に多分な影響があるのではあるまいかといふことになりませう。それらの判断につきましては六月一日までこれを延期することにしまして、その後の選挙その他情勢によりまして新らしい内閣においてその判断をして頂くといふことが適當なのではないか。従いましてこの指紋制度の採用につきましては現状のままこれに觸れない、先にもう少し延ばして頂きたいといふのが趣旨でございませう。

○一松定吉君 そうすると四月二十八日ですら、昭和二十八年の四月二十八日で丁度施行の日がきますわけです。この四月二十八日であるのを六月一日まで延ばす、それまで三十二日間延ばすと、あなたの言つたやうな弊害が取除かれるのか、三十二日だけ延ばすことによつて。

○説明員(鈴木一君) 新らしい国会に再び延期をお願いするやうな法律案を出すつもりで事務當局としては考へておるわけと、ございませうが、ほかの法律が二月間延期をするといふ趣旨にこの数字を合わせたのでございませう。将来の国会におきましてこれを延ばすか、或いはそのままやるかといふことは、この六月までにもう一通国会において御審議を願ひたいと思つております。

○一松定吉君 そうするとあなたの説明では違つた、あなたの今の説明では今度の新しい国会にかけてこれを延ばすか延ばさんかをきめるために三十二日間延ばさんだ、そうするとさつきのは、まだ手続もできないし、韓国人の日本における治安問題等から申して今やることはよくないと思つたから延ばすといふ、今言つた説明と違つたのだね。どつちが本當です。間違つたら間違つたと男らしく取消したらしいよ。国会に提出するのにこの四月二十八日では間に合はんやうに思つたら、とにかく延ばしたといふことはわかるんだ。あなたのさつき言う治安の維持とか、朝鮮人がいづくの騒動を起すから延ばすかといふやうななら三十二日間くらい延ばしたつて目的は達しないのだからね。

○政府委員(佐藤達夫君) 延ばしたといふ、延ばすのが適當であらうといふことは今鈴木局長の申しました通り、こ

日ですら、昭和二十八年の四月二十八日で丁度施行の日がきますわけです。この四月二十八日であるのを六月一日まで延ばす、それまで三十二日間延ばすと、あなたの言つたやうな弊害が取除かれるのか、三十二日だけ延ばすことによつて。

○説明員(鈴木一君) 新らしい国会に再び延期をお願いするやうな法律案を出すつもりで事務當局としては考へておるわけと、ございませうが、ほかの法律が二月間延期をするといふ趣旨にこの数字を合わせたのでございませう。将来の国会におきましてこれを延ばすか、或いはそのままやるかといふことは、この六月までにもう一通国会において御審議を願ひたいと思つております。

○一松定吉君 そうすると四月二十八

これはどの事態が来ても恐らく延ばした  
いということになると思ひます。思ひ  
ますけれども先ほどお話の緊急の、緊  
急の必要のほうの問題に引つからまつ  
て突は私が立ちましたわけなんです  
が、必要と申ししてもこれは最小限  
度のものでなければならぬと思ひ  
ます。と申しますのは、或る時期にな  
れば次の国会が必ず開かれてそこで立  
法措置のとられるお座敷が開かれる、  
それまでの間の必要をここで処理す  
る。その合理的の必要最小限度のも  
のを切りまして、そうして次のときま  
でにお待ちするというのがむしろこの  
場合に処すべき謙虚な態度ではないか  
というその一本から六月としただけ  
ありまして、その必要性、実質的の必  
要性は次の国会の最初において又御判  
断願うほかないと考へております。且  
つ事務当局としては恐らく暫らくの間  
は必要であろうという見通しはこれ  
あると思ひます。

○一松定吉君 そのことはよくわか  
つた。するとさつき局長の答へど、あ  
なたの答へと違ひが、どつちがいいの  
かね。

○説明員(鈴木一君) 法制局長官のお  
つしやつた通りであります。

○一松定吉君 そこで私が今度法制局  
長官に伺ひますが、一体あなた言う  
延ばすのは、最小期間延ばせばいいと  
いう、最小期間延ばして、そうして新  
たなる国会においてこれを審議する  
ときに、丁度延ばした期間までに新  
法案が通過しないとすれば又延ばさな  
ければならぬ、それはどうなる。

○政府委員(佐藤達夫君) それは、そ  
ういふ場合はあると思ひます。それは  
新しい国会において又暫定延長措置

というものをとおとりになることはこれ  
は当然あり得ると思ひます。とにかく  
そこで国会が活動をなさる時機があり  
ますからその点までに控えて置こう  
という……。

○一松定吉君 そうすると、二カ月延  
ばすのがいいののか、或いは三カ月  
延ばすのがいいののか、これはその法律  
の性質によつて少しくらい延ばしても  
完全を期するといふ意味のものもある  
が、少々不完全でも早くこれを実施し  
なければ国民の幸福に障害があるから  
というよ様な性質のものもありましょ  
うが、少くとも次の国会が開けてこ  
ういふ新たな法律を出してその法律に協  
賛を与えてそしてそれが実施されるま  
での間には二月くらいいいのもあり  
ましようし、或いは三月くらいいい  
のもありましようが、そういうものは  
十分検討の上で二月ということにき  
めたのですか、或いは二月としておけ  
ばいいやないか、もうそれだけに、そ  
のときに国会で新法律の協賛を得るこ  
とはできないければ、又延ばしてもい  
いやないかというよ様なことで二カ月  
にきめたのですか、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはおの  
おの法律の实体に照らして考へます  
れば今のうちに或いは六カ月くらいは  
延ばして頂きたいものもありましよ  
うし、一年延ばして頂きたいものもあ  
る。これは何ら解散或いは緊急集会と  
いう事態を想像せずに立案いたします  
ならば、まあこの国会、前の国会に提  
案しておりますように恐らく一年とい  
う延長をお願い申上げるのが、普通の  
場合であると思ふ。殊に又、ものによ  
つてはそれ以上のものもあると思ひま  
すけれども、それはおの／＼の实体も

考へれば今お話の通りだと思ひますけ  
れども、ここは今のうちにこの憲法の  
特例の緊急集会という形の場所御審  
議を願うので、臨時の措置としてな  
す以上はそこはやはり筋を通して次の  
国会の活動せられるまでの合理的な間  
といふことで一線を画するのが我々とし  
ては一番正しい誠実な態度ではない  
か、突は各省からもつと延ばしてくれ  
という話は皆ありませんけれども、  
それはむしろ私の責任かも知れませ  
んが、そういうことでやつた日には、こ  
れは参議院でお叱りを受けるのではな  
いか、必要限度を超えるというお叱り  
も又出て来るということ、心を鬼に  
して筋を通したというのが真相でござ  
います。

○一松定吉君 そこまであなたは真実  
を言ひなればこれ以上問わぬが、あ  
なたの言うことを諒として。本日はこ  
れはあなたが言う通り三月、六カ月  
も延ばさなければならぬものもこの  
うちにある、けれども緊急集会とい  
う性質から見れば法制局長官がこの程度な  
らば参議院の緊急集会で通すという含  
みでやつた、それならばあなた心の  
底を披露せられてのことと諒とい  
たします。これ以上質問いたしません。  
○委員長(河井彌八君) これにて一時  
半まで休憩いたします。

午後零時六分休憩  
午後二時十三分開会  
○委員長(河井彌八君) 先刻に引続き  
まして委員会を開会いたします。午前  
中に本案の総括的の質問が大体終了  
いたしました認めますから、これより逐  
条の審議に入りたいと思ひます。御異  
議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと  
認めます。さように決します。つきま  
しては期限等の定のある法律につき当  
該期限等を變更するための法律案第一  
条を問題といたします。これにつきま  
して政府からの説明を求めます。

○説明員(北島武雄君) 便宜関税率に  
関するものを一括いたしまして御説明  
申し上げます。

関税率に關しますものは、この第一  
条の一号関税率法附則第二項、四号  
の関税率法の一部を改正する法律附  
則第五項及び第六項並びに第三金管  
理法の一部を次のように改正する、こ  
の三つでございます。

○委員長(河井彌八君) 只今第一条だ  
けの問題にすると申しましたが、便宜  
第三条も問題にいたしますから御了承  
願ひます。

○説明員(北島武雄君) 関税率法附  
則第二項と申しますと、これはいわゆ  
る学童給食の用に供します乾燥脱脂  
ミルクの輸入税についての免税の規定  
であります。現行法によりますれば  
「小学校又は盲学校、聾学校若ハ養護  
学校ノ小学部若ハ保育所ノ児童ノ給食  
ノ用ニ供スル乾燥脱脂ミルクノ輸入税  
ハ命令ノ定ムル手續ニ依リ昭和二十八  
年三月三十一日迄ノ輸入ニ付テハ之ヲ  
免除ス、」こういう条文になつてお  
ります。御承知の通りに学童給食は目下  
つと引續いて行われておりますし、昭  
和二十八年度におきましても、乾燥脱  
脂ミルクの学童給食が行われるのであ  
りまして、給食用脱脂ミルクの輸入も  
すでに計画されておりますので、この  
免税期限が三月三十一日で一応満了  
いたしますことは甚だ工合が悪いので、  
これを暫定的に五月三十一日まで免

税期間を延長しようとするものであり  
ます。

次に第一条の第四号が関税率法の  
一部を改正する法律附則第五項及び第  
六項でございますが、附則第五項は原  
油、重油、粗油等の炭化水素油、石油  
コークス或いは航空機などの各品目に  
つきまして暫定的にこの三月三十一  
日まで免税することになつてお  
りますし、又炭化水素油のうち軽油、潤滑油  
及び建築染料につきましては、三月三  
十一日までの間暫定的に減税を規定  
いたしておるのであります。これらの品  
目につきましては、生産、消費及び輸  
入の状況に鑑みまして暫定的に目下輕  
減税をいたしておるのであります  
その後の状況につきましては差当り急  
激な変化がございせんので、本年三  
月三十一日までの期限を暫定的に五月  
三十一日まで延長しようとい  
うのであります。

次に関税率法の一部を改正する法  
律の附則六項でございますが、第六項  
は我が国産品の近代化及び合理化を促  
進する見地におきまして我が国産品の  
自立達成に資する産業用の機械で、新  
式又は高性能のもので、我が国にお  
いて製作が困難であるといふものにつ  
きましては、政令で機械類を指定して免  
税する取扱になつております。この期  
限が三月三十一日で切れますので、今  
後なお重要機械を相当輸入しなければ  
ならない状況に鑑みまして、暫定的に  
五月三十一日まで延長しようとい  
うのであります。

次に第三条の金管理法の一部を次の  
ように改正する法律でございますが、  
これは金管理法第二十条第一項は、戦  
時中におきます金銀業整備によりまし

て荒廃した金銀業の復興を促進するた  
めに、金銀業者が使用いたします特定  
の器具、機械類などの輸入税の免除を  
規定したものであります。金銀業の特  
性に鑑みまして、金銀業者の使用す  
る器具、機械類の輸入税の免除を更に繼  
続する必要がありますのであります。現行  
法におきましては、その免除期間は金  
管理法施行後、三年間、即ち本年四月  
三十日までとなつております関係上、  
暫定的にこれを一カ月だけ延長いたし  
まして、五月三十一日までとしたし  
たいのであります。以上が大体の説明  
でございます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私から内  
国税の關係の分を説明申上げます。そ  
の二つは、第一条の二号の租税特別措  
置法に關するものでございまして、それ  
は航空機用の揮発油税の免除の問題で  
ございまして、これは大体この免除を  
受ける直接の關係は、日本航空株式會  
社でございますが、日本航空株式會社  
の經理の状況等から見まして、現在に  
おきましては、日本航空は通行税を一  
面において払つておるのであります。  
これは旅客が払うわけであります。そ  
れからまあ揮発油税の問題がございま  
す。そこで航空料金の關係もございま  
すし、日本航空が現在經營の初期に  
おる關係もございまして、なか／＼經  
理が非常に困難な事情にあります。従  
つてこれが或る程度軌道に乗るまで、  
揮発油税についての免除を承けて頂けな  
いかというところが話題になりました。  
本年の三月三十一日までは租税特別措  
置法で免除の措置をとつております。  
明年度につきましても同じような話が  
ございまして、政府といたしましては  
一応一カ年ほど措置を延長したいと、

○委員(河井彌八君) 委員長から申  
上げますが、第七号も議題になつてお  
ると御承知願います。

○政府委員(渡邊喜久造君) この関  
係は昨年の暮に成立を見ました二十八  
年分所得税の臨時特例等に關する法律  
の件でございまして、これは大きな点  
といたしましては、本年の一月から三  
月に至る期間の間の給与等に対する源  
泉課税につきまして、或る程度の減税  
を予想しまして、徴税の額を減らすこ  
とを規定した法律でございまして、過  
剰提案された改正税法におきまして  
は、このときに考えられておりました  
臨時特例を平年度化するということ  
を中心に一応法案が提案されたわけで  
ございまして、この減税法案は一応解散  
のために審議終了になつてしまいま  
す。一応そういう経過もございまして

こういうふうな考えまして、先日解散  
になりました国会には、この一年間期  
間を延長する法案を提案いたした次第  
であります。これはまあ御審議の途中  
で以て国会が解散になつてしまつたわ  
けでございまして、そういう事情につ  
いては、御批判はあろうと思いま  
すが、政府といたしましては一応まあ  
一カ年間延長したいということを考  
えて法案を提出した経緯に顧みまして、  
取りあえずこの二カ月間延長して、將  
来の問題につきましては次国会におい  
て御審議願いたいというのが、この一  
条の二号における二十六条第一項にお  
ける期間の延長の問題でございまして、  
それからあと少し飛びますが、七条に  
臨時特例等に關する法律の一部を改正  
する提案がございまして、一番最後であ  
ります。

○委員(河井彌八君) 委員長から申  
上げますが、第七号も議題になつてお  
ると御承知願います。

○政府委員(渡邊喜久造君) この関  
係は昨年の暮に成立を見ました二十八  
年分所得税の臨時特例等に關する法律  
の件でございまして、これは大きな点  
といたしましては、本年の一月から三  
月に至る期間の間の給与等に対する源  
泉課税につきまして、或る程度の減税  
を予想しまして、徴税の額を減らすこ  
とを規定した法律でございまして、過  
剰提案された改正税法におきまして  
は、このときに考えられておりました  
臨時特例を平年度化するということ  
を中心に一応法案が提案されたわけで  
ございまして、この減税法案は一応解散  
のために審議終了になつてしまいま  
す。一応そういう経過もございまして

○委員(河井彌八君) それではさ  
うにいたします。

で、取りあえず五月まで、現在の一月  
から三月までやつて来たと同じ程度の  
措置を五月まで延ばしたい、若しこれ  
をいたしませんと、給与所得者に対し  
ます課税が、四月、五月が昨年に戻り  
まして上るわけでございまして。それは  
ちよつと適當でないだろう、一月―三  
月に課税したと同レベルにおいて四  
月、五月にもやはり課税して行くのが  
穩当ではあるまいか、かように考えま  
して、一応五月まで延長する、従いま  
してこのあとの問題につきましては、  
いづれ新しい国会において御審議に  
なる問題と思ひますが、とにかくこの  
臨時特例自身を取りあえず一月乃至三  
月を、給与所得に対して或る程度の減  
税をして頂く、それをそのまま五月ま  
で延長することによりまして、差当  
つての措置を講じ、將來の問題におき  
ましては、改めて新しい国会に御審議  
願いたい、かような趣旨で以てこれを  
延長しよう、そういう趣旨でございま  
す。

○小林政夫君 議事進行について……  
一つずつ片付けて行つたらどうです  
か、今内容を説明した……。

○委員(河井彌八君) それではさ  
うにいたします。

○菊川幸夫君 関稅定率の点について  
一点お伺いしたいのであります。こ  
が、縦染染料の減税につきましては、  
染料のメーカーのほうでは、これは減  
税をしてもらつては困る、日本の国内  
産業保護の面から困る、こういう陳

情、要請が大蔵省にもなされ、又国会  
に向つても請願がなされておる。それ  
から一方染織業者のほうからは、当分  
の間日本の今の染料の工業の狀態から  
見て、まだ外国の染料に比して日本の  
染料は落ちる、又値段も引合わないか  
らして、日本の染織業保護の見地から  
暫らくの間免税にしてもらいたい、こ  
ういう反対の陳情が出ておるわけであ  
ります。そこでこの前の關稅定率法の  
一部を改正する法律を審議するに當り  
まして、まあ今年の三月三十一日まで  
一つ期限を切つて、こう言つて減税に  
なつたと思ふのであります。それを今  
回緊急集會におきまして、更にたとえ  
二カ月でも期限を延長するということ  
は、あの当時の見通しからして、今年  
度一ぱいやつておけば大体話がつく  
し、日本の染料工業も復興するのであ  
るから、その段階に來るだろうから  
というので、期限を切つたと思ふので  
ありますが、それを緊急集會で延長するとい  
うことは、あとの學童給食用のミルク  
あたりとは大分性格を異にするもので  
はないかと思ふのですが、この点につ  
いて税關部長から、即ち今の染料事情  
等から考へて、これではまだ当分一年  
くらい延ばさなければならぬとあなた  
のほうでは考へておるのか、この前に  
三月三十一日に期限を切つた経緯から  
鑑みまして、御答弁願いたいと思ひま  
す。

○委員(河井彌八君) それではさ  
うにいたします。

○委員(河井彌八君) それではさ  
うにいたします。

○委員(河井彌八君) それではさ  
うにいたします。

たところ、暫定的には二五%は高過ぎ  
るから、一五%にしてもらいたいとい  
う御要望がございまして、その御要望  
に基きまして政府原案といたしまして  
は、關稅定率法の別表輸入税表中にお  
きましては二五%ではありますけれど  
も、暫定的にこれを附則におきまして  
一五%の率におきまして提案いたした  
わけでありまして、これが衆議院を通  
いたしました。参議院に参りましたこと  
で、本院におかれましては、これに対  
して暫定的にも免税するのはよろしく  
ないという御意見がございまして、結  
局参議院といたしましては、衆議院か  
ら通過して参りました案に対して御修  
正をお加えになりました。暫定的にも  
一五%の減税ということではよろしく  
ないということで二五%に復活なさい、  
それが兩院協議會に参りまして結局暫  
定的には二〇%という率にきまつたわ  
けであります。そういう経過に鑑みま  
して、昨年更に期間を延長いたします  
場合におきまして、一応兩院協議會に  
よりまして二〇%としまつたようなわ  
けであります。その後生産並びに消費  
の状況から申しまして、両方のバラ  
ンスから申しまして、大体同じような  
状況であります。兩院協議會の御決  
定を尊重いたしまして一応暫定的に二  
〇%という案で、政府原案として昨年  
の国会で御審議願つたわけでありま  
す。ところがこれが衆議院におきま  
して御修正になりました、更に参議院に  
おいてもその修正に同意されまして、  
結局暫定的に一五%という率に相成つ  
たわけでありまして、今回三月三十一  
日で期限が切れますので、先般關稅定  
率法の一部改正の法案を提出いたしま  
して、御審議願つたわけでありませ

○委員(河井彌八君) それではさ  
うにいたします。

○委員(河井彌八君) それではさ  
うにいたします。

○委員(河井彌八君) それではさ  
うにいたします。

が、その際におきましては昨年の国会の御修正の経緯に鑑みまして、その後消費、生産の状況をいろいろ検討いたしましたところ、状況において大差がないという判断がございましたので、一応一五%のままで更に一年間免税を継続する、こういう案を提出いたしましたところ、審議未了に終つた次第であります。今回の案におきましては、さてこれを政治的な面から見まして、この免税を取外すというふうなことになるかと、これはやはり緊急集會にお諮りすべき事柄ではなくて、次の国会におきまして新たな見地から、新政府において御検討になつた上で案を立てられてやるのが然るべきであらう、この考えをまず、先般提出いたしました案通りに一応一五%のまま五月末まで暫定的に期間を延長する、こういうことになつた次第であります。

○菊川孝夫君 次にもう一点お伺いたしたいのは、租税特別措置法の第二十六条第一項の改正についてであります。この航空機用揮発油の免除ですが、これはあなたが御説明になりました第七條のように国民全般に影響するものとは違ひまして、ただ一つの日本航空、あるいはどちらかというところ、航空事業ですが、而もそれは外国の恩恵の随分かつた会社だといつても差支ないと思つたのです。パイロットは未だに外国人がやつて居るのだし、これは占領下における特殊事情において国内航空事業を始めるためにそういう力で以て抑えられて来た、この見なければならぬと思つたのです。揮発油の免税につきましても、これは国内で本當の国内航空を、民間航空をこれから盛んにしなければならぬというのには誰でも考

えられることですが、それは本當に日本人だけでやつてまだ経営も成立たんなら、一懸念はわかるのですが、あれは占領下における残滓であつたので、それが抑え切れなかつたので三月三十一日までとして免税しておつたやつを更にこれをどうしようという処置をとること、これはどうも行過ぎではないか。三月三十一日で一応切れるもの、これは切れても差支えないのじやないか。そして新たに今度は新政府において、独立後といふ事か、自由な立場からこれをどうするかというふうには考へるのじやないかと我々は考へるのですが、この点について一つ日本航空の今の経営状態、それを一つ御説明願いたいと思つた。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在の日本航空は、これは株主は全部日本側でございます。外国資本が入つて居るというところは現在はありません。一応出資の当初におきましては、占領下にありましたものでございまして、こちらの航空機を使うことができなかったというふうな関係からしまして、外国のパイロットにチャーターしたような恰好でやつて居つたような時代もございましたが、現在におきましては経営或いはそうした技術的な面におきまして、全部日本側のほうでやつて居るという実情でございます。従いまして我々としては、この揮発油の免除を継続すべきか否かという点につきましては、只今あなたもおつしやいましたような新しい見地に立ちましまして、現在の日本航空の経理状況から見

や否やということとを、一度検討して見た次第でございます。そうしてその結論といたしまして、政府といたしましては、やはり少くとも現状におきましては一年継続することが適當じやないかというふうには考へましたものでございまして、過渡の税制改正の法律案の一つといたしまして、一年延長の案を提出したわけでございまして、そういう経緯もございまして、現在の日本航空の経理状況からいたしまして、揮発油の負担は相当大きなものになりまして、非常に経営が苦しくなるというふうな点もございまして、御批判もあると思つたのですが、この際御説明は一年延長の法案を提案した経緯にも顧みまして、取りあえず二年延長するのが適當ではないか、かように考へた次第でございます。

○菊川孝夫君 これは今年の三月三十一日まで期限を切つたところ、揮発油の免除の私は意義があつたと思つたのでありますが、この間は先ず認めようと思つたところ、通つて居る法律であるといふところは通つて居る法律であるといふところは通つて居る法律であるといふところ、非常に問題が生じて来るのじやなからうか、而も日本航空の経理状態は、あなたがたから専門的に調べられた場合に、そういうことも成立つかも知れないけれども、我々は外部から見ると、非常に有望であるし、揮発油を払つておつても決してそう成立たんものではない、今後も揮発油を払つて成立たんということになれば、いつまでたつてもこれは成立たんこと

になつてしまつて、長い間揮発油を免除してやつて保護して行かなければ成立たん。それはほかの揮発油を使う各種の産業と同じことが言ひ得るのでありまして、そんなことをいいますと日本のこしらえる品物はみな何でも高いといふことになりまして、高いのはなぜかといふと、税金が高いからだと言はれます。税金が高いからだと資本家のほうでは言ひます。経営者のほうに言はれますと、税金が高いから高くなるのだ、こういうことになりまして、みんな免税しなければならぬことになりまして、率直に申しまして今大蔵省の事務当局としてはいつくらいまで免税するつもりでおるのですか。そうすれば日本航空は成立つのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 本年の三月三十一日までに一応免税期間を切りまして、法案を成立させて頂きましたのは、今後における日本航空の経理状況を見まして、そうして必要がなくなればもう免税をやめよう、必要があれば或る程度続けるを得まいという期限を切つたように私は存じておりました。従いまして最近の経理の状況を見て参りますと、まだどうも揮発油は相当大きな負担になります。実績で見ましてやはり昨年の四月から本年の三月までにおける揮発油の免税額は六千万円ちよつとになるのではないかと思つておりました。日本航空の経理から見まして、やはりこういう措置を続けたいと思つたので、今日本航空としましては赤字でやつて行けないのじやないかといふので、まあ差当りましてもう一年続ける、その後においてはやはり

日本航空のその後の状況によつて更に考へてみたい、こういうふうには考へましたのが、過渡提案いたしました一年延期の案の理由であつたのでございまして。そういう事柄にございまして、取りあえず先は先といたしまして、この際としてはやはり二カ月の期限を延長するのが適當ではないか、かように考へておるわけでございまして。

○菊川孝夫君 私の承知して居るところによりますと、今年の三月三十一日まで揮発油を免除してやるから、それまでに揮発油を払つても経営が成立つように一つ努力をせよと、こういう意味を含んだ期限切りの特別措置法だ、と、こういうふうには了解するわけですが、せめてできたばかりであるから、而もこの日本航空の経営陣を見てみますると、どちらかと言ひますと、現在の政府、この間不信任案が可決された現在の政府と非常に密接な繋りを持つておる連中だ、と、言つても差支えないと思ひます。というのは、この間嶋山、吉田の首班争ひのときに申入れに行つたメンバーが、嶋山、吉田喧嘩するな、一つになつて政権を担せよと、申入れに行つたメンバーが経営陣の中に入つて居るのだ、而もそういう内閣が不信任されておるときに、更にこの措置を続けるということは何かと思つた。これはほかの学童給食のような一般国民に及ぼす問題、或いは所得税の臨時特例のような一般の広く大衆に及ぼすような問題であつたらざ知らずでありまして、決してこの日本航空は、我々の見るところによりますと、揮発油を取られたからといつて、すぐ潰れてしまつて、国内航空を廃止するといふようなことは決

してしないのです。六千万円儲かつたら儲かつただけで、長い間論議の対象になつておりました結局社用族の跋扈になるか、交際費の濫費になるか、広告費の濫費になるかということになるのではないかと。こういうふうな考へるのですが、この点どうですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 日本航空の現状からいたしますと、どうもやはりそう航空事業、特に国内航空事業が本当に揮発油税の免除のようなこともなしに、まあ健全に地歩を築き上げるについては、やはり相当の年月は必要ではないかというふうに考へております。我々といたしましては、日本航空の経営陣とかいろいろなお話がございますが、専ら会社のまあ健全に発達して行くためには、何と申しまして航空事業というものが、特異な事業でありますだけに、やはり或る程度の面倒を見てやつて行く必要があるのではないかと、どうも現在すぐに揮発油税の免除をやめてしましますと、すぐ経営がストップするとかしないとかいうことは何とも申し上げられませんが、経営が非常に困難になりまして、将来の運航につきましても相当の支障を生ずる虞れがあるのではないかと、このことを心配しております。なおこの問題はこれは申し上げなくてもよくおわかりのことと思ひますが、大体日本航空が一番影響を受けますが、日本航空だけの問題でなくて、航空機全般にも影響する問題であります。ただ全体といたしましては大部分は日本航空の問題でございますので、私も日本航空を中心として一応お話し上げた次第ですが、日本航空の問題だけに限定されておることではないという事は申し上げるま

でもないのではありません。航空機用の揮発油というものについてはもう少し考へて行く必要があるのではないかと、かように考へております。

○菊川孝夫君 それはあなたの御答弁の通りだとするならば、この免税を今年の三月三十一日までと定めるときには、当然それをきめて、それまでに払つてもいいようになるという見通しの上に立つてこれは経営計画、事業計画等をちゃんと出さして、そうして三月三十一日まででよかるう、それまでやりなさいというふうにしてきめたのだらうと思う。ただ一年とにかくやつておけという野放図に先を見るというのでなしに、そのときに若しあなたの言うような点であつたら、誰が見ましてもそのときに一年や二年でもやれないというのであつたら、二年なり三年なりの期限をつけて当然きめられるべきだ。短期の期限を切つたという事は、他に及ぼす影響も非常に大きい。それから非常にいろいろの批判も受ける。併し日本航空の発足に當つてせめてこれくらいの援助はよかるうというので三月三十一日で期限を切つたとする。期限を切るのほそいうふうには、ただ無暗に暫らく様子を見るためといつて期限を切るのではないと思ふ。期限を切るというのは相当理由があつて、例えば脱脂ミルクの問題にいたしまして、幸いにして我々野党のほうからやかましく言ひまして、給食の問題も実は期限が延びたのですけれども、これは脱脂ミルクも殆んど今度は給食はもう打切らうとしておつたのです。だから三月三十一日に期限を切つておいたのです。これと同じ関係からするならば、この脱脂ミルクのほうは政府はそういう意図を持つてやつておつた。この揮発油税のほうはどうかきめておけ、そのうちに何とかなるだらう、こういう考へであなたのほうはおきめになつた、こういうふうな受取つてよろしいのでございませうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 期限を切る考へ方には私は二つの考へ方といひますか、今お話しになりましたように、大体三月三十一日まで切つておけばほぼ大丈夫だらうという見通しをつけて切る場合もあると思ひますが、同時に大体まあ一年では無理かも知れん、或いは三年くらいが適當かも知れん、併し三年ときめてしまつてもまだそのときの状態といたしましては少し早過ぎやせんか、或る程度延びる可能性はあるかも知れんけれども、まあとにかくこの際としては一応一年に切つておいて、そうして更にそれを一年延ばすか、どう延ばすかということについてはそのときの状況において考へたい、こういつたような考へ方もあり得るのではないかと、私には思ふのでございませう。それでこの揮発油税に関する限りにおきましてはどちらかと申しますと、あとのほうの考へ方でありまして、一年で切つて日本航空なら日本航空が自立できるという見通しは恐らくすぐにはその場で立ち得なかつたと思ひますが、と申しましてそれで三年にするかというの少し如何かといつたような観点から、とにかく一応將來事情によりましては延ばすこともあるかも知れん、とにかく一応一年に切つておこらうといつたような考へ方が現在の一年の期限の問題だといふうに私は考へております。従ひまして

先般の改正法案の場合におきまして、更に一年を延長することをお認め願ひたいという意味で改正法案を出した次第でございまして、そういうような事情にございませうので、いづれ一年延ばすかどうかということについては別途御審議を願うとして、この際としては取りあはず二月延ばしておいた次第でございませう。

○菊川孝夫君 主税局長にこの際でございませうが、申上げておきますが、こういう種類の法律を制定又は起案するに當りましては慎重にやらなければならぬと思ひましたら、時の政府を握つたり、多数党を握つた場合には非常な悪用できる。六千万円から日本航空は免税によつて儲かるといふことが事実になりますと、それを種に時の政府、多数をとつた場合に悪用しようと思へば、おいどうだ、これを言うことを聞かなかつたら外してしまふぞといふことが効くのであります。併しそれはやはり事業そのものを育てようといふのなら、或る程度三年なり五年なり見極めをつけて、そうして計画をしておかなければ、業者のほうでも三月三十一日で免税のほうは切れてしまふか、それともそのまま行けるかという問題は、次年度の計画からその先の計画まで立てなければならぬ事業経営者というものは、毎年不安な状態において翌年度の事業計画なんかを立てなければならぬ、その處につけ込んで、悪化するならばいよいよゆる政党政治の悪い弊害がそこに現われて来る。今度我々、我々といつては諸弊があります

にも、政府のそういう点について非常に疑いを持つておるといふ点が吉田内閣弾劾の一つの理由になつておつたわけでありまして、これは野党各派は口を揃えて、私も傍聴しておりましたけれども、吉田内閣の四カ年有るに亘る施政の間においてそれらの恐ろしい事件が事実具体的には摘発できないとしても噂に上つておつたり、或いは内部から暴露しかつたりしておる事案があるからして、この点について重要な我々は関心を示し、ここに吉田内閣を信するわけに行かぬという理由の一つになつておつたわけでありませう。將來に當りまして、これ期限を定めておいてこれであつたらあつたやれるかどうかといふことをはつきり両者を見極めをつけて、或る程度の計画性を持つてやらなければならぬ。ちよつと様子を見るというだけでは悪用される虞れがある。而も租税問題が悪用されるということになりますと、誠に由々しき問題だと私たちは考へますので、この点について今の主税局長の御答弁は誠に僕らとしては了解に苦しむものがあるものであります。これ以上言ひましても何ですか、あとの人に譲ります。

○小笠原三三男君 主税局長から只今のような御答弁があつて、私素人でありませうが、一般民間会社なり個人経営の商工業者等は情状酌量の余地なく税金をびし／＼取られるということに困つておるようですが、今のあれは、一特定の航空会社に対しては非常に温情の溢れた御考慮があるようで、誠に見直した次第ですが、ただ私ここで今の質疑を聞いておつて誠に解せな

か、どう延ばすかということについてはそのときの状況において考へたい、こういつたような考へ方もあり得るのではないかと、私には思ふのでございませう。それでこの揮発油税に関する限りにおきましてはどちらかと申しますと、あとのほうの考へ方でありまして、一年で切つて日本航空なら日本航空が自立できるという見通しは恐らくすぐにはその場で立ち得なかつたと思ひますが、と申しましてそれで三年にするかというの少し如何かといつたような観点から、とにかく一応將來事情によりましては延ばすこともあるかも知れん、とにかく一応一年に切つておこらうといつたような考へ方が現在の一年の期限の問題だといふうに私は考へております。従ひまして

先般の改正法案の場合におきまして、更に一年を延長することをお認め願ひたいという意味で改正法案を出した次第でございまして、そういうような事情にございませうので、いづれ一年延ばすかどうかということについては別途御審議を願うとして、この際としては取りあはず二月延ばしておいた次第でございませう。

○菊川孝夫君 主税局長にこの際でございませうが、申上げておきますが、こういう種類の法律を制定又は起案するに當りましては慎重にやらなければならぬと思ひましたら、時の政府を握つたり、多数党を握つた場合には非常な悪用できる。六千万円から日本航空は免税によつて儲かるといふことが事実になりますと、それを種に時の政府、多数をとつた場合に悪用しようと思へば、おいどうだ、これを言うことを聞かなかつたら外してしまふぞといふことが効くのであります。併しそれはやはり事業そのものを育てようといふのなら、或る程度三年なり五年なり見極めをつけて、そうして計画をしておかなければ、業者のほうでも三月三十一日で免税のほうは切れてしまふか、それともそのまま行けるかという問題は、次年度の計画からその先の計画まで立てなければならぬ事業経営者というものは、毎年不安な状態において翌年度の事業計画なんかを立てなければならぬ、その處につけ込んで、悪化するならばいよいよゆる政党政治の悪い弊害がそこに現われて来る。今度我々、我々といつては諸弊があります

にも、政府のそういう点について非常に疑いを持つておるといふ点が吉田内閣弾劾の一つの理由になつておつたわけでありまして、これは野党各派は口を揃えて、私も傍聴しておりましたけれども、吉田内閣の四カ年有るに亘る施政の間においてそれらの恐ろしい事件が事実具体的には摘発できないとしても噂に上つておつたり、或いは内部から暴露しかつたりしておる事案があるからして、この点について重要な我々は関心を示し、ここに吉田内閣を信するわけに行かぬという理由の一つになつておつたわけでありませう。將來に當りまして、これ期限を定めておいてこれであつたらあつたやれるかどうかといふことをはつきり両者を見極めをつけて、或る程度の計画性を持つてやらなければならぬ。ちよつと様子を見るというだけでは悪用される虞れがある。而も租税問題が悪用されるということになりますと、誠に由々しき問題だと私たちは考へますので、この点について今の主税局長の御答弁は誠に僕らとしては了解に苦しむものがあるものであります。これ以上言ひましても何ですか、あとの人に譲ります。

いものがある、これは法制局長官なり政府を代表するからお伺いしたいのですが、国家的な緊急な事態に緊急集会所開かれるとして、この緊急集会上程せらるる案件を著しく客観的な基準によつて制約せられたものが出て来るはずなのが、一特定航空会社の利益のために、便宜のためにこういう法が緊急性ありとして出て来る、而も法の内容はそうすることが航空会社にとつて望ましい適切な措置である、こういうような条件だけでこの緊急集会所にこの法の改正が出て来るというところは私は疑義がある。而もこの問題については憲法に違反することでもなければ、或いはその特定会社に対して行政府として義務を負つてゐるものでもない、免税にするというものが仮に義務であるとするならばそれは三月三十一日に終つてゐるので、四月以降までその義務を著しも仮に免税することが言われるならば、そういうものは延長する筋合いは一つもないはずだ。そうして又二月延ばすということによつて、何らかの航空会社は破産その他という事態が起る問題でもない、国家的なそれは緊急なるものでもない、一特定会社にとつて最悪の場合においては緊急的なものでもあらうかも知れないけれども、国にとつては何ら緊急性のないものである。こういうものを政府において出された見解を先ずお尋ねしたい。

た場合に、この免税の延期の問題が又々必ずや暫定措置として出て来る可能性がある、或いは出ない場合もある、そういう場合に、我々が出た場合には審議の対象とし、出ない場合には調査の対象として、この会社の経理内容を示す決算書、貸借対照表等一切を取寄せて調査の結果、それまでの免税を必要としなかつたという結論が出るならば、これは私たちがあなたが出た一方の意見を聞いて、緊急集会所になるが故に承認したという誤謬を犯すことになるわけなんです。そういう点については大蔵省においても責任をとつてもらわなければならないのだ。で、こういう配慮は飽くまでも時の、政府なら政府の特定の政策を掲げた政府において考慮されるならともかく、緊急集会所において事務的な立場で客観的な状態においてこういう法を出すべき筋合いのものではないと私は考える。この点については大蔵省側の意見を伺つておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 前段のお尋ねについてお答え申し上げますが、申し上げるまでもありませんが、この航空輸送というものを健全に育てて行かねばならぬということ、大きな国家的要請であらうと思つて、(小笠原二三男君「それは賛成」と述べ)従つて又その要請からして、現在租税特別措置法にわづ／＼免税の規定をお設けになつておられるところであらうと思つておるからして、今のお話にありましたように、日航のみという現実の形にはなりませうけれども、その要請そのものは大きな只今の過程の要請から来ておるわけでありませうからして、この緊急集会所にこういうものの御質問はまあないというふうに、疑問はないというふうに考える次第であります。

○政府委員(愛知撥一君) 只今まで政府側からの御説明をいたしました通りにも私も考えておるのでありますが、ただ最後に小笠原君から御質問がございまして、五月まででこういう措置を一応御承認を願つておいて、その後の事態においてはどういうことになるであらうかといふ趣旨の御質問がございまして、先ほどから御説明いたしましたように、航空事業を育てて行きたまは日航ではございませうけれども、少くともこの四月から来年の三月ぐらいまではこの措置を續けて行つてやるべきであるといふ趣旨の御質問がございまして、基礎となるデータのなさうな考え方を解散前の国会に御審議を願つたわけでありませうから、私の考えでは、五月、六月以降におきましても、私はどうしてもこういうことが必要であると、少くとも来年の三月まではどういふ資料が責任を以て出し得るかといふふうな考えでおります。併し、と申しまして、これこれからそういうことになるのじやなくて、日航が非常な努力をして、経営の改善をやつて参りつゝあるものと私は確信しておりますが、それを基礎にしまして、私には確信を以て申し上げられると思つておる。

○小笠原二三男君 大蔵省側の只今の答弁は、前段については私は必ずしも承服できない。十五国会において一年延期の法を出しておつたのだから、だから二月延期といふような暫定措置をとることは適切である、当然のことであらうと考えられるのは、それは吉田内閣の政策の上からして考えられることなんだ。今日は開店休業の内閣においてそんな意図を持つて適切であるとして出して来られることは我々迷惑至極なんだ。だから、一年延期の意図があつたものだから二月にするのだ、といふようなことは何ら緊急性を認めません。その点においては又法制局長官の只今の御答弁では私は緊急性といふことはちつともわからない。現実は日航会社であるが、この法の根拠としておられるところは日本全部の民間航空の発展に寄与するために免税措置をとらうといふ一般法なんだ。だからその意味で二月延ばすのだ、このことから国家的に重要な緊急性であるといふことは何ら導き出されない。結局緊急だといふことは、現実は日航の会社である。日航の会社の経営内容について二月間務を取るから取らんかといふことがその会社にとつて緊急なことであつて、国家にとつては何ら緊急なことではない。そのことによつて航空会社が定期航空を一週二回出したいたものを一回にしなかつたやならんとか、或いはそのことによつて料金が上るのだとか、そういうような事態が明白でない限りは私はちつとも緊急性としては認められない。もう一度法制局長官の御意見を承りたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 私は法律的角度から申し上げておるのでございませうが、只今の先ほどのお尋ねの中に「プライベート」の一つの会社のために「お言葉がございまして、この際の緊急措置に合わないじやないか」といふことでありませうから、たゞ／＼重点はさうな「プライベート」な会社になるかも知れませうけれども、纏つて然らば現在の租税特別措置法の第二十六条といふものはどういふところから出ているのか、これは恐らく国家的要請があるからその法律を以てかようなことをおきめになつたんだらうと私は確信するわけでありませう。従ひましてその前提に立つてそれを二月現状を維持して置くといふことになるわけでありませうから、そのあとの二月の分は他の法制の問題と私は同じことじやないか、この前段のことを強調してお答え申し上げます。

○小笠原二三男君 重ねて申し上げようですが、二月間これを延長するといふ問題で対象になるのは現実には日航会社だけだ。だからあなたのおつしやるように一般的な問題として延長を現行通り考へて行くといふことならば、それは五月の国会において新内閣によつてそのことが具体的に措置されればよい。それほどまでにこの緊急集会所といふものの性格を嚴格にしておく必要があるのじやないか。何も五月にやつてやれないものではない。五月になつて新内閣が必要でありとするならば、この法を起して来ることは何ら差支えないのであります。而も衆参両院の、もと／＼法に示す両院の議決を経て法律にして行くといふことがいひので、単に一院のほうの、それだけの議決を求めてこの法律を有効にして行くといふ要則的な措置をとらんでもいいのじやないか。緊急性といふそのウェイトから考へます場合にそういう措置をとらんでもいいのじやないか、却つてこういう措置をとらうとするに困難といふような見地に名を借りて、一特定会社のために便宜を供与すると

いう結果になり、又そのせしりを免れないのではないか、こういう点を私は指摘しているわけなんです。

○政府委員(佐藤達夫君) これはおつしやることは実によく私もわかるのであります。ただ私の立場からお答えすれば、先ほどのように別にたまたま日航と申しましたけれども、日航以外のものもこの航空機燃料を買うところはあらずでありまして、而も現在の二十六条は何も日航を名指しておるのではありません。航空機燃料とこう一般的に書いており、而もその燃料について免税することは先ほどの国家的要請であるというところと繋げて考えますれば、ほかの免税措置を延長する問題と同じになつてしまふように私は思われてしようがないのであります。そこで仮に今度期限の切れるものの中で逆にこれをやりくりをして、これは落そう、これは延ばそうというようになると、それこそ政治的というか、政策的なもの、我がままな判断が加わつたのではないかというお叱りを受ける場面が出て来るということをおぼしめるわけなんです。

○小笠原三三男君 只今の後段の部分なか、政治的な妙味のある御答弁がありましたので、これ以上時間をとつてもなりませんから、これ以上は追及しません、併し私は飽くまでもこの点については緊急集會の名に鑑みて疑義があるという点だけは申上げておきたい。

○山田節男君 今の小笠原君の質問に関連してですが、この憲法第五十四条第二項、やはり国に緊急の必要がある場合にこれは緊急集會を開くので、そして緊急集會でなした措置は、これ

は飽くまでも臨時的なものであります。次の国会において十日以内においてこれを衆議院が否決する場合は効力を失うという、そういうことがちやんと明記してありまして、今日まで参議院として緊急集會は第二回日なのであります。第一回日はこれは御承知のように昨年あつたのですが、今度のようにこういう法律の施行の期限の問題にして非常に多岐多岐に亘つたものなんです。今小笠原君が指摘されたような、今問題になつておる租税特別措置法ですか、第二十六条の第一項の問題でございますが、これはもう将来これが一つの何といいますが、例になるわけなんです。あるだけに法制局としてはこの憲法の第五十五条の第二項、第三項のこの趣旨からすれば、これは私はあなたがおぼしめる場合には裁判的な形で以てこの法律の選択についてやるべきものだと思う、ですから今小笠原君も恐らくそうだろうと思うが、一体この緊急集會に臨時措置としてこの緊急集會があるために出すのだということに対して、一つの基準というものを置かないと、今後でもたらしめになる。そこに我々が立法者として非常に危惧を抱く。ですから今あなたのおつしやることは、法律だから政府が出せばこれはやる必要があるのだから、今朝一松委員の質問に対して緊急という裏には必要とすることが裏付けされておるのだという御答弁がありましたのですが、それじゃ私はいけないと思う。少くとも憲法の番人であり、立法者である、殊に行政府の法制局長官としてそういう基準をはつきり第二回の緊急集會においてこれを出された場合には、相当

これはスクリーンしなければいけない。然るに今あなたのおつしやることは、法律であれば各官庁が出せばこれは皆緊急性があると言ふ。これでは法制局長官としての任務を果していい。我々立法者として憂うところはそこなんです。ですからこれは私は今ここでそれじゃどれ／＼が緊急性がありまして、その他はございませんということは、これはあなたのおつしやられんど思いますが、少くとも法制局長官としてそういう一つの解釈をおかないと國會は迷うのです。ですからこの点は私は希望として、なおこれ以上答弁を求めませんが、私はそういう意味において小笠原君の今質問された点が究明されてない。これは一つの宿題として、私は後日その他の機会において質問することを保留します。

それから今の問題になつておる租税特別措置法の第二十六条第一項、これは日本航空は非常に経理状態が悪いということをおつしやつておる。併しこれはちよつと見ますと、株の値段から見しても七十円から百十円になつておる、百二十円ぐらいになつておる。配当があるかないか、これは私知りませんが、少くとも一般市場において株価が払込額の五割乃至二十割というようになつて、二十割以上になつておれば、これは経営状態が悪いといふことはちよつと素人考えには考えられない。それからもう一つ、これは日本みたいな非常に貧弱な国であれば、こういう航空機、これはタイにおきて、インドにおきて或いはビルマにおきましてこれは一つの公社でして、完全な國營じゃありません。完全な國營のもありますが、公社であります。

國家が一つの行政権を与えておる。そういうようなときに日本のようなこんな非常に貧弱な國が一つの民間航空株式會社としてやつておる。そうして今の航空用の揮発油を免税する、これは私は税金を免除するという以外にまだ助成の方法があるのじゃないか。然るに今のようない免税によつて年間日航に對しても六千万円の一つの助成というか、そういう結果になつておる。この点が私はさつきの質問者と同じように非常に不満に思ふのですが、この日航が六千万円としまして、他の新聞社とかその他こま／＼した航空用の燃料です、これが日航を入れました総額どのくらいな免税額になるか、おわかりになればお答えを願いたい。それから航空會社、日航の経営状態が悪いとおつしやいますが、一般市場の株の値段から見ても必ずしも悪くない。こう思うのですが、配当なんかもしてあるのかどうか、この点どうです。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどのお言葉を拝承しまして、私どもの立場としては誠に有難いお心付けだと思つております。二カ月の点については今朝一松先生にお答えした通りの心持を以ちまして、今回御提案申上げた法案の内容につきましても、私どもとしては緊急集會にふさわしいものとして辨つて参つたのであります。従いまして、ここに御説明する段になりますと、我々としてはこの法案に自信を持っておりまして、自信を持って御説明するわけでありまして、その前段の段階において先ほどの御訓戒の通り努力して参るつもりであります。なお今後十分気を付けたいと思ひます。

○山田節男君 法制局長官の御答弁がありましたから重ねて……

○委員(長河井彌八君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(長河井彌八君) 速記を始め。それではこれで本會議に臨むために暫時休憩いたします。  
午後三時十二分休憩  
午後三時三十分開會  
○委員(長河井彌八君) それでは續いて委員會を開会いたします。  
山田君の御質疑に對しまして政府から説明を求めます。  
○政府委員(渡邊幸久君) 只今の御質問につきましては、今航空局長が参ることになつておりますので、航空局長から現在の航空會社の状況その他につきまして詳細に御説明申上げようと思ひます。さよならに御了承を願ひたいと思ひます。今厚んでおりますから……

○山田節男君 さつきの法制局長官の御答弁ですが、かなりこれをしほつて出した、こういうことを言つておられるわけなんです。これは尤もなことなのですが、先ほど来、三の質問者から問題を提起されておる租税特別措置法の第二十六条の第一項の問題ですが、これは性質上いろいろ質問によつて糾明してみると、先ほど法制局長官が言われたように、しほつてなかつたというものが出ておるといふことが、先ほど来小笠原君も指摘されたように、國のために緊急の必要があるために緊急集會を開いて臨時措置をする、こういう建

前からいつて、しほつてなお且つこう  
いつたものが出て来るのはどうも私は  
おかしいと思う。もう一遍法制局の  
そのしほつて非常に厳密にこれを節に  
かけてお出しなつたということ、  
今この問題になつてゐる租税特別措置  
法の第二十六條の第一項のようなもの  
が出て来るということはどうも……私  
は法制局が今の緊急集會というものの  
本質を……これは重要なことなんで  
す。ですから今後そういう参議院の緊  
急集會が取扱う議案については、法制  
局がよほどしつかりしてくれないと、  
憲法の趣旨を誤るといふことを申し上げ  
たい。今問題になつてゐるようなもの  
が果して國のために緊急の必要がある  
ものかどうかということは、先ほど小  
笠原君も質問されましたが、それによ  
る答弁によつて、私はどうも緊急性が  
ないと思ふ。もう一度重ねて質問申し  
上げたいのは、しほつて出した中に、こ  
の租税特別措置法第二十六條の第一項  
は、やはり政府としては、法制局とし  
ては緊急と認めて、先ほど御注意申し  
上げたような意味で本當に緊急の必要性  
を認めて法制局としてはこれをお出し  
になつたかどうかということを確認か  
めておきたい。

○政府委員(林修三君) その点は、先  
ほど私どもの長官からお答えいたしま  
した通りに、我々といつたしましてこの  
緊急集會に提出する必要があるかどうか  
かということも十分検討いたしました  
上で、この緊急集會に出すべきもので  
あるというものをここに提案いた  
しましたつもりでございます。いろいろ  
御注意ありまして我々有難く拝聴い  
たしましたけれども、この憲法の五十  
四條で言つております要件、國に緊急

の必要があるというものにつきまして  
は、午前中、たしか一松委員の御質問  
に對して、法制局長官がお答えいたし  
ましたと思ひますけれども、その緊急  
ということから言へば、四月一日を超  
せば當然この免稅措置がなくなるとい  
うことが、一つの時間的な緊急性があ  
るといふことは言えると思ふのであり  
ますが、その必要性といふことが、果  
してそれがどうしてもさういふこと  
を、時間的にさうなることを避けるべ  
きであるかどうかということが必要性  
の意味だらう、さう思ふのでありま  
す。これにつきまして、先ほど大  
藏省のほうからも、或いは法制局長官  
からもお答えいたしました通りに、こ  
の航空事業のガソリンの免稅というこ  
とが我が國の航空運送の發達というこ  
とのためにどうしても必要であるとい  
う、さういふ國としての緊急性を認め  
た、さういふことになつたかと思ふの  
であります。それで先ほど最後に法制局  
長官から申し上げましたけれども、そこ  
で、このたびの免稅措置の  
期限の延長の問題でございます。これ  
をやはり或るものは、本當に必要な  
ものは勿論別でございますしよと思  
ひますが、或るものは特に免稅措置を  
やめる、或るものは続けるということ  
に、又そこに政治性が入るといふこと  
は我々としては非常には避けるべきもの  
である、かように考えまして、一応  
そこに緊急の必要性が認められました  
ものにつきまして、ここに提案いた  
しましたような次第でございます。

○委員(河井彌八君) 諸君に申し上げ  
ます。只今運輸省航空局長荒木君が出  
席せられました。先刻來の問題につき  
まして説明を求めます。

○説明員(荒木茂久二君) 最近各國と  
も民間航空を發達させるために、政府  
としていろいろ助成施策を講じてお  
るわけでございまして、御存じのよう  
に我が國は終戦後非常な空白がござい  
まして、非常には遅れておるわけでござ  
いまして、これを取戻すためにはいろいろ  
な方面から努力をいたさなければなら  
ないわけでございまして。そこでガソ  
リンの消費量が相当に多いわけでござ  
いまして、これを是非免除して頂きた  
い、さう考へて昨年の四月以來これを  
実施して頂いたわけであります。

なおこれにつきましては、日航の經  
理狀態に對して影響がございするのみ  
ならず、現在すでに日本の持つてお  
ります飛行機が大小合せて五十一機あ  
るわけであります、これらに對しま  
しても非常な影響をさうさうなわけで  
ございまして。従ひまして日本の民間航空  
を急速に育て上げるという趣旨におき  
まして是非御延長をお願いいたした  
い、さう考へておる次第であります。

○小笠原二三男君 只今の御発言はど  
なたの質問に對する答弁ですか。

○委員(河井彌八君) 先刻來航空會  
社の実情等について説明しろという御  
質問がありましたから、それに対する  
説明であつたと解します。

○小笠原二三男君 私は政府委員でな  
いかたにまであえて説明を求めよう  
なことは考へておらなかつたのであり  
まして……

○山田節男君 今ので一部はわかりま  
すけれども、さつきの日航の經理狀  
態、これについては別個の方が説明さ  
れるのですか。

○説明員(荒木茂久二君) 日航は御存  
じのようによつて一昨年の十月二十五日

から真の自主的な  
運航に入つた、さういふ状態ござい  
ます。

そこで經理の状況を申し上げますと、  
第一回目の決算でございますが、会社  
が飛行機を飛ばしたのが一昨年の  
十月二十五日でございますが、会社が  
できましたのは八月一日でございます  
で、二十六年の八月一日から九月三十  
日までの欠損が六百二十一万円あるわ  
けでございます。それから第二期と申  
しますが、その次の六カ月でござい  
ますが、この間におきまして八千七百  
七十五万円の赤字でございます。それ  
からその次の期は、第三期に入りまし  
て五百二十万円の赤字、さういふこと  
に相成つたのでございまして、これは  
丁度郵便料金をきめることが遅れまし  
たために、前の期は非常に赤字、あと  
の期は黒字、さういふことございま  
して、前の期に入るべき金があつたの  
期は黒字、さういふ数字にな  
つておりますが、大体一期六カ月決算  
で四億程度でございまして、さうして  
欠損はおおむね四千万円という数字が  
今までの実績でございます。然らば今  
期はどのくらいになりますかと申しま  
すと、大体同じような程度で推移する  
と思ひます。若干好転するかも知れま  
せんが、大体同じ程度で推移すると思  
ひます。

○山田節男君 さつき日航の株の値段  
が七十円から百二十円くらいまでして  
おる、これは五十円払込の値段が百円  
払込の値段が知りませんけれども、併  
し板に五十円払込とすれば、五割乃至  
二十割の株の値段が高いわけではな  
い。さういふ理由と、必ずしもこの会社は悪  
くない。さういふような印象を受けた  
からその理由と、それは配當して  
いるのかい、これを質問したので  
す。

○説明員(荒木茂久二君) 五十円払込  
でございます。昨日くらいが七十円く  
らいかと思ひますが、御存じのよう  
に欠損をいたしております、さう近い  
將來に配當ということも困難かと思  
ひます。然るにそれだけの値がして  
おるということは、さういふわけかとい  
うことを検討して見たわけでございま  
す。御存じのようにこの頃の株の値段  
は、いわゆる理論的にわからない部分  
が、たくさんあるわけでございまして、  
さうして株が五十円払込んで七十円し  
ておるかといふことにつきまして、  
遺憾ながら的確なる推測が我々のとこ  
ろでつていないわけでございます。

○須藤五郎君 もう一点聞いておきま  
すが、日航の資本の総額と、それから  
これはアメリカの資本が相當入つて  
おると思ひますが、その資本のバラ  
ンスをよつと伺いたいと思ひます。

○説明員(荒木茂久二君) 資本金は授  
権資本が十億圓、充實しておるが四億  
圓であります。今増資をいたしてお  
りますが、現在ではそのうち外國資本は

幾らあるかと言いますと、極めて小数字でございます。株の数は、正確な数字は覚えておりませんが、一%ちよつと上廻つた程度かと記憶いたしております。

○委員長(河井彌八君) では次の問題に移ります。  
○説明員(高橋孝君) 少年院法の一部を改正する法律案の理由について御説明申し上げます。

少年院法第二十一条は、御承知のごとく従来少年保護鑑別所の施設が十分でないために臨時的な措置といたしまして、本年三月三十一日までの間、少年保護鑑別所にありましては、少年院又は拘留監の特に区別した場所を少年保護鑑別所に充てることができるとし、特別少年院にありましては、少年院を収容する監獄の特に区別した場所を特別少年院に充てることができるとし、又医療少年院にありましては、少年院法第二条第六項の規定、この規定は「少年院は、収容すべき者の男女の別に従つて、これを設ける。」

この規定は「少年院は、収容すべき者の男女の別に従つて、これを設ける。」と云う規定でございますが、この規定にかかわらず、男子医療少年院を特に区分して、男女を収容することができるといふことといたしておるのであります。

第一の少年保護鑑別所に少年院又は拘留監の特に区別した場所を充てるとの措置の廃止に関する対策といたしまして、第十五国会において少年院及び少年院法の一部を改正する法律案を提出いたしました。これは四月一日からは、鑑別の措置をとられた少年は、すべて少年鑑別所に収容することになりますために、家庭裁判所支部の身柄事件の処理につきまして、交通事情等

のために直ちに少年鑑別所に収容することが不可能であるか、又は著しく困難である場合が予想されますので、それらの場合に、一時仮に最寄の少年院又は拘留監の一部に収容することができるとする趣旨であります。が、審議未了となつたのであります。従いまして、家庭裁判所、殊にその支部における少年の保護事件の処理を円滑ならしめるために、新たな措置がとられるまで、止むなく現行の制度の期間を延長する必要があるものであります。

第二の特別少年院にありましては、少年院を収容する監獄の一部を充てることができるとするいわゆる附設特別少年院の臨時的措置を三月三十一日までとされておるのであります。これは第十五国会に法務省設置法の一部を改正する法律案を提出し、一応切換えの態勢も整つたのであります。併しながら御承知のように今回の予算はいわゆる暫定措置であります。関係上、新設の少年院を開設するに十分な予算的措置が得られませんので、差当り附設特別少年院の制度を延期する必要があるものであります。

第三は男子医療少年院に三月三十一日まで女子少年院を収容し得ることとなつておるのであります。従来経験に鑑みまして、男女を別々に処遇し得る設備がある場合は、医療少年院に限つては必ずしも男女別々に独立の医療少年院を設置する必要もありませんので、第十五国会に提出しました少年院法の一部を改正する法律案として、少年院法第二条第六項に例外規定を設けることとしたのであります。これも審議未了となりましたので、現

行制度の年期を一応延長する必要があるものであります。  
以上が改正の理由でございます。  
○委員長(河井彌八君) 少年院法関係につきましても、御質疑がありますか。  
○須藤五郎君 この問題は法務委員会にこれまで再三問題になつて、いつも法務委員会に問題になつて、いつもなぜこれを当局はサボつて、早く充実にしないのですか。これは少年院問題に對して僕が当局が非常に不熱心な証拠だと思つておるのですが、どうですか。  
○説明員(高橋孝君) 只今御指摘の通りでございますが、少年院を扱ひ得る家庭裁判所甲号支部が全国に七十二ばかりありますが、理想通りに考えますと、七十二全部の家庭裁判所甲号支部の所在地に鑑別所を置くということでありまして、これは法律が理想的に考へておる通りになるのであります。が、七十二カ所全部に、そのうちには収容する予定人員の数が非常に少い箇所もありません。法務省といたしましては、その全部に鑑別所を設けるといふことは国家財政上も考えられませんこととありますから、必要な箇所については鑑別所を作つて、その鑑別所に収容するといふふうになつておるのであります。鑑別所といたしましては、所定の通りに鑑別所設置という点についての予算的措置が十分に参りませんために、現在もこの形が残つておるような次第でございますが、私たちがいたしましては、御指摘のようにできるだけ必要な箇所につきましては少年鑑別所を作りたいと思つておる。

○須藤五郎君 私たちもほう／＼調査して歩きます。実情はよくわかつておるのですが、常に当局の言うのは予算措置がない、予算措置がない、そこに逃げ込むことだけしか知らない。その予算措置を講ずるだけの情熱もない。胸もないし、何ら適切な措置がしてない。その結果かわいそうな少年たちにしわ寄せが来て、いつもこんな目にあつておる。こんな目にあつておるに會つておいて少年対策が立つと思つておるのですか。これは毎年繰返して來てからこれをやつておるのです。毎年言わなくちやならない。去年大体ど

れだけの成績を挙げたか、その数を挙げたか。  
○説明員(高橋孝君) 二十七年におきましては、二十八年度の三月三十一日までというところで、法務省といたしましては、この鑑別所につきましては、全部で十七ヶ所について、鑑別所の設置について予算的に要求をしたのであります。その小倉と平の二ヶ所については、一応二十八年度におきましてその分所の設置が認められたのであります。併しこの予算的措置がその程度で不十分でございます。ので、今後も更に所定の通りに分所の設置については、まあできるだけ努力して行きたい、このように考へます。

○須藤五郎君 それではもう一度伺いますが、いつになつたら予算措置ができるのか。いつこれをちやんと立派に果す見通しがあるのか。二カ月延ばすことによつて将来これが果せるのか。その見通しを一通述べて頂きたい。  
○説明員(高橋孝君) 見通しの問題については、いつ／＼までに所定の通り、一応の計画は先ほど申しました通り

に十七カ所でございますが、一、二カ所は一応認められましたものとして、あとの十五カ所につきましては大いに努力して、所定のところまで持つて行くということを申し上げることがでるだけで、いつ／＼までには必ず十七カ所、数の問題でありまして、そこまで持つて行くかどうか、ちよつとお約束できかねるところではないかと考へます。

○須藤五郎君 それでは払える見通しもない借金を、もう二カ月待つて下さい、借金は払います、そう待つておると同じじゃないか。日本の不幸な少年に對する借金ですよ。その借金を払う努力は何も立てていない。払おうと待つて下さい、そうしたら支払います。これがこの法案です。こんな馬鹿げた法案を出すことは、政府として実に恥かしいことじゃないですか。はつきりした見通しを立てて下さい。

○政府委員(林修三君) この期限の延長につきましては、これは總体的に初めにいふ御説明申し上げたと存じますが、国の特別国会が開かれる時期は、大体憲法から予想されるころでございますが、そういうときまでの暫定的措置としてこれをやつておるわけでありまして、それでありまして、二カ月間だけで済むかどうかという点につきましては、その次の内閣で御検討があるかと思つておる。少年院法につきましても、恐らくその予算措置を講ずるか、或いは少年院法なり少年院法自体に改正を加えるか、どちらかによつて期限を外すというように持つて行かれるものだらうと思つておる。予算が一

二

二

通にそうたくさんは常識上入らないといふこともございまいしうけれども、この十五国会に新しく提案しておりました少年法の改正、或いは少年院法の改正というものができれば、或いはこちらのほうについても多少の暫定措置をするというふうなこともできたのじやないかと思つております。そういう意味におきまして、次の特別国会におきましてこういう措置がなされる、或いは予算措置がなされる、こういうことが予想されますので、それまでの間という意味で、大体この今回の法案につきましては、總体的に二カ月、五月三十一日又は六月一日ということ

を法制局のほうで切つたのでございませぬ。その点を御了承をお願いしたいと思ひます。

○須藤五郎君 大変苦しい答弁だと思ひますが、私が伺つたのは、それじや二十八年度の予算に、今あなた方はこれが立派に今年度中にでき上るよう

に予算措置しておつたかということ、私は聞いておるわけでありませぬ。見通しを聞いたというのはいふに、若しもそれをやつていないとすれば、あなた方に誠意がない証拠。誠意がないものを、そんな法案で二カ月ぐらひごまかして延ばして行こうというの

は、いわゆるおまかせの借金を明日払うから、明後日払うから待つてくれ、私どもは三年間待たされておる、法務委員会だから私は言うのです。毎年々々こういう措置でごまかしてお

る、少年を。それで詰らんところへ金を使つて、こういうかわいそうな少年を救済するところへ何ら政府が金を使おうとしないところに問題がある。又それをやらそうとしないあなたたちに

も問題がある。だからその点を聞いておる。今の答弁だと、どうも政府がこ

ういうことをやる誠意がないとしか考へられない。

○政府委員(林修三君) この予算措置云々につきましては、法務省のほうからお答え下さいますのが筋であるうと存じますが、先ほど私がお答えいたしましたのは、これを五月三十一日まで二カ月間延ばして借金が払えるかとい

うお話がありましたので、これは今回の期限等の変更につきましては、すべて原則として特別国会が開かれるまでの暫定措置ということでした。したものでございませぬ。その点御了承願ひます。

○須藤五郎君 そんなことは答弁を要しませぬ。そんなことはわかり切つたことで、ただ政府に誠意がないから、そこを責めておる。

○小笠原二三男君 だん／＼聞いています、私もどうもわからん点があるのですが、この法律が昭和二十三年からできて、二十四年から吉田内閣がずつと續いて来て、今日まで完成を見ない。而も今後これをやるとしても、見通し

がつかない、こういうことでは、法の權威は全く失墜する、吉田内閣が教次に互る内閣を連続して来て、何をやって来たかという点を言いたくなるわけですが、ただ吉田内閣の選挙違反等のあつた人が拘置所等に入れられて、経験もあるだらうと思ふのですが、(笑聲)

もあるだらうと思ふのですが、(笑聲)私調査してみますと、未だ刑務所の中に拘置所が併置せられておつて、そのために容疑者であるだけの段階でいな

がら、中での生活の様式なり、或いは運営の方式なりは、既決の刑務所同然に扱われておるといふ事実があるので

す。或る景の刑務所における拘置所に行つて、刑務所内の拘置所に入つたときに、例えば風呂に入る場合、砂時計

というものがあつて、何か一定の量を満たす物体に砂を入れて、その砂がさら／＼と流れて、全部砂がおつちてしまふまで風呂の中につかつてお

ることを許される。砂がすつかり出終つてしまふという、出されてしまつて、これが最も時間的に正確であるとして、二十世紀の今日砂を以て時を計

つておる刑務所がある。そういうふうな所とこの場合を比較してみますと、将来補導し、善化して行こうという少年対策として、こういうに、拘置監の

ような所に、区別したとは言へ、入れて置いて、将来に対する心理的影響というものを考へるならば、この立法の精神と逆な効果を發揮しておるのではないかということも、これは憂慮せ

られるところなんです。そういう点を考へますならば、今日の国家財政が如何ほど窮乏しておるかからんけれども、汚職その他によつて、汚職とまでは言わなくても、会計執行がふしだら

だといふ抜取調査でさえも、三十数億といふ冗費或いは濫費を出しておる会計検査院の報告がある今日、これらのものが十全に処置せられないといふこと

とは、誠に吉田内閣の怠慢であつたと言わざるを得ない。これ以上質問したつてあれですから、文句だけ言つてお

きます。

○小笠原二三男君 この際附帯してお尋ねしますが、品取りとか何かなら鑑別ということも申しますが、万

物の鑑別である人間が、鑑別所に入れられて鑑別せられるというふうな日本語は、これはどこから考へ出

して作つたものだから、この際念のためは何つておきたい。

○説明員(高橋孝君) 鑑別ということに

ついて今お尋ねがありました、少年を少年院等に送致しまして、そこで矯正教育を実施して行きます場合はその前に家庭裁判所

でどういふ種類の保護処分をやるかを決定します場合に、その参考資料を鑑別せねばならんことになつておるのでございませぬ。その鑑別という言葉を適否につきましては、立案当初から

も、そういう処分又は保護処分の決定の参考にするために少年の資質を鑑別する、そういうことで鑑別という言葉が出ておるような次第でございませぬ。

○小笠原二三男君 この鑑別の原語は何といふものですか。こういうのこそ占領政策の行過ぎといふことで直ちに

是正すべきものと考へるが、参考までに原語を伺つておきたい。

○説明員(高橋孝君) これは分類とか診断とか、クラシファイとか、そういう問題からそういう言葉が使つてあるよう

でございませぬ。

○委員長(河井彌八君) 次に恩給法の特例に関する件の措置に関する法律につき

まして政府の説明を求めます。

○政府委員(林修三君) これは便宜私

のほうから御説明申し上げます。

これは昨日もやつと簡単に御説明申し上げましたけれども、昨年成立いたしました恩給法の特例に関する件の措置に関する法律、これはいわゆる占領中に軍人軍属及びその遺家族に対する恩給を給さないことにするといふポツダム政令でありますところの恩給法の

特別に関する件と、このポツダム命令の効力を平和条約が発効したあとどうするかといふ問題について定めました法律でございませぬ、この法律の第二条におきまして、そのポツダム命令

では、昭和二十八年三月三十一日まで効力を持つ、そこで失効させるということ

を第二条で規定しておるわけでおきまして、同時にその同じ法律におきまして、この恩給法特別審議会とい

うものを設置いたしまして、軍人軍属の恩給法特別審議会を、占領が終つたあとの新しい事態に即してどうい

うふうな対策をとるかといふことを審議し、その審議会の結論に従つてこの六十八号の跡始末をつけるという予定

であつたわけでありませぬ。従いまして、この恩給法特別審議会の結論は昨

年の暮に出ました。それに基きまして、政府といたしましては先の第十五国会に恩給法の一部改正法案を御提出

申上げておつたのであります。そうして三月三十一日にポツダム勅令が失効

いたしますと同時に、新しい恩給法の改正措置がそこから始まりまして、その失効に伴う空白を残すといふことのないように済ませよう、こういう意図であつたわけでございます。ところが解散によりまして、この恩給法一部改正の法律案も不成立に終つた關係

上、この際放つておきますと、この三月三十一日限り勅令六十八号は失効いたすわけでありませぬ。この失効いたしたあと一体どうなるかといふことにつきましては、いろいろそこに疑義があるものでございませぬ、これは法律的に

そこにいろいろ疑問が残るわけであり  
ます。ポツダム勅令であります昭和二十  
一年勅令六十八号というものは、軍  
人軍属及びその遺族に対しては恩給を  
給さないといふことになっておりま  
す。又それに伴いまして実際に個々の  
恩給権はなくなつたものとして取扱つ  
ておつたわけでございます。それが又  
別途に、恩給法の一部改正法の附則に  
は、軍人軍属の恩給については従前の  
例によるという規定も実はあるわけ  
です。この兩者を噛み合せて一体どう解  
釈すべきかという問題につきまして  
は、いろいろこれは疑義のあるところ  
でございます。従いましてこの恩給法、  
今の勅令六十八号をそのまま失効させ  
ますと、そこに非常に法の空白が生じ、  
これに対してどう解釈していいかとい  
うことにつきましていろいろ疑問が生  
じますので、次の特別国会におきまし  
て、この恩給法の、軍人軍属の恩給に  
つきまして、何らかの措置がなされ  
る、こういうときまでその効力を保持  
しておきまさんと、法律上非常に不都合  
が生ずる、こういうことでの法案  
を御提案申上げた次第でございます。

○委員長(河井彌八君) それでは次に  
第一条第一項の六号、七号及び関連い  
たしますから第二項の二号を議題にし  
まして政府の説明を求めます。

○説明員(田邊繁雄君) 御説明いたし  
ます。

これらの法律は引揚援護庁の機構の  
存続を延長するものでございます。引  
揚援護庁は、本年の三月三十一日を以  
ちまして廃止せられまして、厚生省の  
内局に編入せられることに相成つてお  
るわけでありまして、中共地域からの  
引揚を目前に控えましてこれを廃止し

ますことは、中共地区からの帰還者の  
受入問題に支障を来たし、又混乱も生  
ずるとかいうことが想像されますの  
で、これを避けたいということが一つ  
と、それからもう一つは、今日消息不  
明の未帰還者が相当多数ございます  
が、今次の帰還者から今後有力な資料  
が得られることを期待いたしまして、  
引揚援護庁では今後この方面に鋭意積  
極的に努力したいという点からいたし  
まして、取りあはず引揚援護庁の存続  
期間を二カ月間延長したい、これがこ  
の法律案の提案の理由でございます。

なお引揚援護庁を存続いたします件  
につきましては、所要の法律案がす  
でに先般の衆議院におきまして可決せ  
られて、参議院においても内閣委員  
会において決定せられておつたのでご  
ざいます。御参考までに申し上げます。

○菊川幸夫君 ちよつとお尋ねいたし  
ますが、この内局になるのと外局にな  
ると、たま／＼この中共からの引揚が  
実施されるので、その機構改革をやつ  
ていると、混雑するから事務に支障を  
来たす、こういうのだからつたらわか  
るでございますが、内局であつたらさ  
う仕事はできぬとか、外局であつたら  
さうできるというふうなことをよく官  
庁の人たちは言うのでありますが、一  
体内局と外局というものは、その仕事  
をやつて行く上におきまして、我々か  
ら考えますと、これは長官ができた  
り、その他の高級官僚の椅子はたくさ  
んであるけれども、大して違いはない  
のだというふうに了解するのでござい  
ますが、この内局と外局の相違につ  
いて、法制局長の林さん一つ御説明願  
うたいのです。国民にわかりやすいよ  
うに。

○政府委員(林修三君) 或いはこれは  
行政管理局のほうから御説明申上げた  
ほうが適當かもわかりませんが、便宜  
私から御説明申上げます。

これは内局と外局の区別は、国家行  
政組織法にございます。で、外局につ  
きましては、いわゆる外局の長官は大  
臣に一応直屬しておるのであります。  
内局のほうは大員の下に次官がありま  
して、次官が各局を統轄して一応大臣  
の命令を受けてやっております。外局  
の長官は、一応次官の指揮には服しな  
いというのが、実際問題にはこれは別で  
ございます。実際問題、各省で運営し  
ておられますこととしましては、これ  
は事実上いろいろの取扱があるわけで  
ございます。法律的に、国家行政組織  
法からいいますれば、外局では長官と  
いふものが相当独立性の強い存在でご  
ざいます。それからこれはほかの例え  
ば国家公務員法などを見ましても、外  
局の長官は、当然に部下の職員を任免  
権を持つております。内局であればす  
べて大臣が持つておるわけでございま  
すが、外局につきましては、外局の長  
官が任免権を持つておる。従つてその  
部下を相当自分の思う通りに動かせる  
という点もございます。それから一般  
のこういう独立制の外局については、  
今まで例はございせんが、制えば合  
議制の委員会の外局につきましては、  
大抵の場合いゆる委員会の規則を出  
せるといふような規定がございます。  
又独立制の内局、外局につきまして  
は、国家行政組織の上では、他の法律  
できめればやはり規則が出せるような  
態前になつております。併しこれは現  
実に、引揚援護庁等では自分で厚生省  
令のほかに規則を出すという権限は支

えられておりませんけれども、そうい  
うことになり得る形になつておりま  
す。そういう意味におきまして極く法  
律的に概括いたしますれば、そういう  
ふうな非常に独立性の強いものである  
ということが言えるのではなからうか  
と思ひます。

然らばどういふものを外局とし、ど  
ういふものを内局とするかという基準  
でございまして、これはいろいろ行政管  
理のほうからお答え願つたほうがい  
いのかも知れませんが、大体において  
相当大きな組織であるということ、そ  
れから一つには、これは必ずしも各省  
にすべて当てはまるわけではございま  
せんが、その省の中では本来の仕事よ  
り多少離れた仕事をやつておるとい  
うもの、そういうものが大体外局を作  
る目安となつておると存じます。

○菊川幸夫君 内局、外局論でござい  
ますが、今の御説明では、任命権をそ  
の長官が持つとか、大臣の決裁を得な  
ければならんとか言ひましても、実際  
は、内局でありましても、局長が殆ん  
ど申請しない、局長の意向を無視し  
て、大臣が課長の異動を勝手にやると  
いうようなことは事実行われぬもの  
であります。むしろそれでは大臣の命  
令が外局の長官に行き届かないような  
ことになつて却つてやりにくい。国会  
に対して責任を持つのは誰が持つかと  
いうと、國務大臣が持たなければなら  
んということになりまして、そういう  
官僚組織の一つの……外局、内局とい  
うことを盛んに言うのは、我々から考  
えるならば、むしろ官僚組織を守らう  
とする動きじゃないか、こういうふう  
にも考えられるのでございます。今の  
御説明でも規則をこしらえると言つて

みましても、実際問題として勝手に長  
官が規則をどん／＼こしらえてしま  
うということもあり得ないので、やはり  
大臣の下相談は要するというふうにし  
し、その点についてどうもはつきりし  
ないのでもございまして、ただここで申  
上げたいのは、丁度たま／＼外局、内  
局の変更については、中国から引揚が  
ある、その際に内部でそれ／＼職員  
の異動があつたり、或いは官庁の課を  
つたりしておられますと、所管事項も  
つて来る、だからしてこの際にそうい  
う所管事項を要えたりするようなこと  
をやつておるよりも、先ず引揚者を受  
入れることに没頭したほうがいいから  
暫らく置いておくのなら、こういうの  
なら話はわかると思うのであります  
が、意味はそういう意味ですか、どう  
いう意味ですか。

○説明員(田邊繁雄君) お話の通りで  
ございまして。なおそのほかに外局を内  
局にいたしますと、保管しておる物資  
の保管替えから、書類の引継ぎでも大  
変な業務になりますので、取りあはず  
帰つて来るかたの受入援護というほう  
に手が欠けては大変である、こういう  
意味も多分にあるわけでございます。

○小笠原二三男君 とういふことは当  
然三月三十一日までには措置しなければ  
ならないように政府としては義務付け  
られておるのじゃないですか。この法  
律は吉田内閣が内局として論議のある  
中に本法で作つて、あえて附則として  
準備期間をおいたものでありますから、その  
準備期間中にその事務引継ぎなりその他  
のことを完了させるように努力してお  
らなかつた、或いは現に努力してお  
らないというところは遺憾じゃないか。こ  
のことの緊急性はさつぱりわからな

これは吉田内閣が政策として、飽くでもこれは行政整理にからむ、行政組織としてどういふものを作り上げてしまった、これこそ進んでこの内閣として内閣としてやるべきじゃないか、今まで何をやって来たのですか、現に何を作業しておるのか、吉田内閣の担当責任者にこれを伺いたい。

○説明員(田邊繁雄君) 引揚援護庁の……。

○小笠原二三男君 あなたでは駄目です。

○委員(河井彌八君) 速記をとめて。

○委員(河井彌八君) 速記を始めて。

○説明員(岡部史郎君) 私からお答え申し上げますが、この引揚援護庁を四月一日から暫らく延期するということは、先ほど田邊次長から主たる理由として申し上げた通り、昨年の行政整理の際に、引揚援護庁を廃止いたしましたので、内閣とする場合におきましては、大して予想されなかつたところの中共からの引揚事務が急遽大量に行われるという、そのために当分の間引揚援護庁を存続する、引揚援護庁を内閣にすることに伴う混乱を避けるというのが大部分の理由であると御了承頂きたいと思ひます。

○小笠原二三男君 今同僚委員の菊川君がそういう意味であつたらわかるかと念のために質したら、そういう意味ではございませぬ。事務引継その他によつてということ、中共引揚のことはお話になつた。そんならもう一度尋ねますが、そのほうはそれでいいとして、中共引揚の警備等を行うもので

もない海上保安庁のほうはどうなつたんですか。これはどういふ理由ですか。海上保安庁も外局として置かなければならない緊急性はどこにありますか。

○説明員(岡部史郎君) 海上保安庁のほうは事情が違ひまして、これは海上公安局というものが海上公安局法によつて設けられておりまして、海上公安局法が施行されることから海上保安庁を廃止することになつております。趣旨が違つております。それから施行期日は、海上公安局法を施行するのは別に法律で定めるところになつておりました、その別に法律で定められた日から海上公安局のほうは施行されるものですから、そのときに海上保安庁が廃止されるということになります。

それから先ほど田邊次長から附加して申し上げたことは、念のためのことだと思つたので、独立した事務が多くなるというのではないので、引揚援護に關連してそういう事務もあるというふうな私どもも承しておりました。

○成瀬權治君 菊川君や小笠原君に關連してですけれども、中共からの引揚の事務が多くなつたからそれで外局にしなくちやならぬという理由が私には納得ができません。と申しますことは、例えば引揚援護庁の職員が補充されたか、事務が多くなつたからそれで員数を増したとかいふことならまだわかるのです。定員関係も何も補充さないうえ、事務が補充されたのだけだし、私は今まで努力もしていろいろやつて来たと思つた。なお考へて見ると十三回国会において政府提案としてこれは内局に切換えるように出て来た。そうし

て今度の国会で衆議院のほうに出て来たのは、議員立法として而も出て来ておつた。事務が停滯するわけではないのです。緊急性がある、中共からのどつと引揚が来たから緊急性があるのだというところはやはりそれは私には納得が行かないのです。もう一度私は説明をしてもらいたいと思つた。なぜ内局にしておいたら事務が停滯する、外局にしたら事務が停滯する、そのところがわからない。

○説明員(田邊繁雄君) 従来の事務の突際の方から見まして、引揚援護の仕事をいふものは、どちらかと申しますと現場的な業務でございます。内局の普通の事務と違ひまして特殊性を持つております。さうな点から従来通りの体制にする場合には、引揚援護庁長官の下に適切に臨機に仕事をやるという体制のほうを望ましいわけでございます。大體の引揚の際の援護につきまして、外局にするほうが望ましい。なおこれがさうなことが結構であるという見地から国会に立法されたものであります。一年間延長しようという法律案が国会に提案され、すでに衆議院を通過しておるわけでありまして、更に参議院におきましてもすでに内閣委員

会において御審議の結果、一年間延長することが適當であるというところを御決定になつておるわけですか。かような線上に沿ひまして、引揚援護庁は取りあえず二カ月間延期したい、かような趣旨でございませぬ。

○成瀬權治君 もう一度、それじや内局の場合と外局の場合と事務がどう違つかということ御説明願ひたい。内局でやる場合と外局でやる場合とど

だけ能率が上るかということ具体的に説明願ひたい。

○説明員(田邊繁雄君) 一般的な抽象的なお話につきましては先ほど……。

○成瀬權治君 具体的に。

○説明員(田邊繁雄君) 林次長から御答弁があつたわけですが、突際に即して考えますと、この際内局にいたしますと、機構の改変ということが行われず、それに伴う人事の異動も若干行われる、かた／＼會計上の手續或いは物品の保管等の手續についていろいろ複雑な手續を要するわけであり

○成瀬權治君 その点は先ほど小笠原君が言つたように、三月三十一日まで、きまつてから私は半年以上あつたと思つたのです。私はこういう問題についてはこの趣旨には賛成なんです。賛成なんだけれども、内閣としては前に無理にこれを内局にしようとした。行政官庁のほうでは無理に提出して来て、そうして而もこういうことが起きて来て、私は政府の責任なら責任において出して来なくちやいけない。それを政府は知らずにおるから、見るに見

かねて、議員立法として出て来ておる。そういう支離滅裂なことをやつて持つて来ておつて、そうして而もこの際はこのうちに緊急性があるのだというのが私たちに納得行かない。便乗して出て来ておる、こういう点を私は御い

○小笠原二三男君 私成瀬君のお話になつたのに補足いたしますと、何とおつしやる方が知りませんが、私はあなたのお話は余計なことだと思つた。十五国会において衆議院が議員立法をして、そうして意思を決定しておる、参議院の内閣委員会はそれに同意するや

の意思をきめておる、だから国会の意思は一年延期しようという意思なのだから、二カ月延期することは適切である、こういう気持もあつて政府が提案したというのです。この緊急集會は十五国会と何ら関係のないもので、而もこの法を取上げるについで、著しく制約を受けている中に参議院の責任において立法化して行かなければならぬ事態にある。過去の国会が如何のような態度であつたにせよ、そういうことは我々の知つたことではない。この点は法律的には明確にしておいてもらわなくてははいかん。而も、例えばこの解散がなくて、仮に議員立法として衆議院から出たものが三月三十一日までで否決された場合には、これは当然四月一日から内局になる。そういうことがなされない、内局にすることができないというような技術的な不可能

というものがあつたならば、これは何らかの措置をこの十五国会において政府みずからとらなければならなかつたと思つた。法の命ずるところによつて、内閣は内局にしなければならぬならば、これはそれに対して全力を挙げ、而も引揚援護についても支障を来たさないようにすることが責任なんです。義務なんだ。政府のどこにこういうことに緊急性があるか。この際解散になつたから、こういうことであらう知というにでもなるだらうけれども、解散にならんでこれが否決になつたらどうするか。そしてこの法は三月三十一日限りで失効する、こゝなつた事態のことを想像するならば、あなたたちそれでも引揚援護に支障を来たすからと、外局だ外局だと言つておられますが、少くとも外局のままの機構において内局の形式を与えて引揚援護を完璧にすると共に、逐次それは内局としての機構を改善して行く方法をとつて行くのでありましよう。そういうやり方が何でできないのか、私はその点を聞いておるのです。趣旨には賛成です。止むを得ない事態になつて来ておるといふことも、この中共引揚援護という面から言へば、この法もよろしいだらうといふ趣旨はわかる。けれども我々の制約をされた緊急集会の中で関連してこの事態を考へるとき、又単にこういうものが逐次出て来たからといつて賛成だといふわけにいかん。だから我々も趣旨は諒としますので、賛成させるような理窟を言つてもらわなければならぬ。我々に成るほどと言わされるような理窟を言つてもらわぬと反対せざるを得ないので。その点答弁してもらいた

○安井謙君 関連して、御一緒に御答弁願いたい。小笠原君の質問に関連するのですが、私は今解釈したのは、政府の十五国会云々の御答弁は、経過を御説明になつたのであらうと思つたのです。そこで又これは外局を内局に変へる云々といふようなことは、この中国引揚が起つておる際非常に煩雜になるから、この際にかく根本的な策が次の国会で行われるまでこれを延期しようといふふうに解釈したのであります。どうでありますか。

○説明員(田邊繁雄君) 今お話し通りでございます。この際内局に改変いたしましたことは、引揚の受入援護に混乱と支障を生じないか、そうなつては受入の万全を期するといふことが、今日まで来ている手前、又実際から見ましてもその点に支障があつては相成らんと考えまして、これを処置したい、かような見地であります。

○小笠原二三男君 私の前、又実際から見ましてもその点に支障があつては相成らんと考えまして、これを処置したい、かような見地であります。

○説明員(田邊繁雄君) 国会においてこういふと申上げましたのは、今日までの経過を申上げたのでございまして、我々のこの案を提案いたしました理由は、先ほども申上げました通り、今日この際内局に編入することが受入援護に支障を来たすのではないかと、この点を心配する、その点が提案の主なる点であります。

○小笠原二三男君 然らばこれは二ヵ月延期後はあともう延期しないといふものですか。引揚援護に関する事ならば、中共引揚は不確定です。不確定ではあるが、少くとも六月には引揚船の来るとは、協定その他で明らかであります。然るに何でこれは二ヵ月

○須藤五郎君 私はこの間、舞鶴援護局へ行つてその受入施設を見て来たわけでありまして。あの建物を見て大体ここ数年しか持たないと思つた。ところが今度中国から帰つて来る人は、向うは三万冊と言つておられますが、日本は五万とか八万とか吹つかけておるが、それじゃ三万冊つたら外局を内局にするのか、八万冊つたら外局を内局にするのか、それから又シベリアから帰つて来るのが三十何万人あると吹つかけておる。これを全部冊つて来るまで援護局といふものを置くのか。いつまで置くのか。どういふ形で置くのか。それともあの施設は数年しか持たないから破れたら新しく建直すのか。そんなところをどういふふうに見ておるのですか。

○説明員(田邊繁雄君) これは今後の中共からの引揚の状況が終りました頃を見まして逐次考えたいと思つております。

○委員(河井彌八君) それでは次の問題に移ります。保安庁職員給与法について政府から説明をお願いいたします。

○説明員(加藤陽三君) 保安庁職員給与法の改正について御説明申上げます。これはこの法案の第四条にございまして、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律と関連する問題でございまして、国家公務員等に対する退職手当は、本年の三月三十一日までの法律としてできておつたのであります。この関連におきまして保安庁職員給与法のほうにおきましても、二年の期間を以ちまして任用せられます安官に保つた退職手当を百日ときめ、又その二年の間における公務による死亡、公職等についての退職手当の規定を給与法にきめておるのであります。この後段の点は警備官につきましても同等に退用されております。今回解散前の衆議院におきまして、公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案の改正案が出されておりましたが、これはその期間を延長いたしましたと共に、新しい内容をきめておつたものであります。私どもの法律につきましても、同様に期間を延長し内容を若干改正するものが提案になつたのであります。解散によりまして審議未了になりましたので、今回この国会に新しい退職手当の提案がなされます。現在通りの規定を存置しておきたいというのが趣旨でござい

○菊川孝夫君 ちよつとお尋ねしますが、これはまあ退職の給与だと思ひますがね、一般の公務員との比較を一つお示し願ひたいと思ひますがね。

○説明員(加藤陽三君) 一般公務員につきましては、原則といたしましては、退職手当の臨時措置に関する法律

○菊川孝夫君 一つは、何でございませうか、二ヵ年間の期間を限られて一応国家の機関に勤めている、公務員にはそういう期間がないからこれだけの差をつけてあるのだ、こういう今の御答弁でございまして、それでその期間が切れました、更に再役と申しますか、かようなものはどういふふうになりますか。

○説明員(加藤陽三君) 只今の建前といたしましては、二年の期間を以て雇用すると、こゝなつておられますので、期間が切れました場合は本人が希望いたしました際にございましては、事情によりまして又改めて二年の期間を雇用する、こういうことになりまして。

○菊川孝夫君 そうしますとこの退職金のほうも二年ごとに清算すると、そういうことになつておられますか。

○説明員(加藤陽三君) 考え方といたしましては持つておられますけれども、具体的な問題になりますと、まあ新内閣の手において御検討願ひ問題だらうと思ひます。私はこれ以上進んだ答弁は差控へさせていただきます。

○説明員(加藤陽三君) この法律によ  
りまして、新しく任用されたときか  
ら二年の期間を勤めますと、今までの  
ところ百日分の給与を支給するという  
ことになつております。

○菊川孝夫君 それから議事進行につ  
いて、ちよつと委員長にお尋ねしたい  
のでございますが、今日はまあ政府と  
しては、残務整理をやつておられる政  
府としては、非常に重大な法律をここ  
で審議しているのですが、いつもやつ  
ておりますときには衆議院と並行に  
開かれておりまして、國務大臣等の出  
席等についても余りむずかしいことを  
言つてはどうかと思ひますけれども、  
今日は都合によりましては最終的の結  
論を出さなければならぬというところ  
と考へます。本日御出席の顔ぶれを見  
ますと、今も官房副長官も附つてし  
まつておられる。愛知君が國務大臣で  
はないので、大蔵省の政務次官の愛知  
君が政府を代表して委員会に出席して  
おられるのか、或いはこれを出す責任  
者としての大臣、次官級も来ておらな  
い。政務次官級としては愛知君だけが  
御出席でございますが、先ほどからも  
質問が出るときに、政府の政治的責  
任、政府の態度というところへ来てお  
る。事務的な講義を受けておるなら  
ば、よく事務的に精通した事務官諸君に  
大いに出てもらつて結構だと思ひます  
が、政治的な問題になつていろいろ答  
弁に不満足で、法制局長官もおら  
ん。次官だけということになつて、一  
体政府はどういうふうなこの委員会を  
解釈し、この法律をどういうふうなや  
つておるのだというところについて、  
私ちよつと野党としまして非常に疑問  
を持つてございませうが、特に与党の

委員諸君が議事の促進を非常に希望し  
ておられるようであります。議事の促  
進を希望されるならば、質問が出た場  
合には、これに応ずるようにはやはり態  
勢を整えておつてもらふのが正しいと  
思ふのですが、委員長のほうへ内閣か  
ら何か依頼でもあつたのでございま  
すか。今臨時閣議でもやつておるから出  
られないとか、その点一つ委員長、で  
きる限り私はせめて責任を持つた國務  
大臣一人は出席すべきである、かよう  
に考へるのですが。

○委員長(河井彌八君) 菊川君にお答  
えいたします。委員長に對しまして、  
政府から只今菊川君のお尋ねのような  
事項は參つておりません。併し委員長  
といはしましては、この内容が極めて  
重大であること、それからできるだ  
け早く審議を十分にしたいという考  
えから、やはり政府の責任ある当局の  
出席を求めようと思つております。

○菊川孝夫君 求めておられるのでご  
ざいますか。それに出席がないのでご  
ざいますか。

○委員長(河井彌八君) 今開きました  
のですが、何か緊急の閣議をやつてお  
るということではありません。それ故にそ  
れが済みませすれば必ず出て来るものと  
信じます。

○小笠原二三男君 緊急の閣議をやつ  
ておるから御出席ないという段階のと  
ころは了承しました。ところがこれが  
逐条審査が始まつて、各關係大臣が出  
て来なければならなかつた時刻には、  
これは何もなかつた。さういふ關係の  
ことは、初めから主管大臣は本日出て  
おられないのです。だから愛知君から  
耳打ちされたぐらいのところまで委員長  
はあそさうですかというふうなことで

は、これはいかん。(笑聲)それでこ  
れはやはり私らは野党であります。議  
事から閣議を妨害するつもりはござ  
いません。やる気なら幾らでもやれる  
のですから……が、少くともスムー  
スに進ませるためには、そのときだけ  
でもおいてになれば、これは早く片が  
付くということ念のため申上げてお  
きます。でなければ、やはり一度出  
揃わせておいて保留してあるわから  
い部分はお聞きしなければなりません。  
この点だけ申上げておきます。

○小林政男君 一應事務的に、相当技  
術的な法律でありますから、究明する  
点を究明し、どうしても大臣に問う点  
だけは暫らく保留して、一應進めよう  
じやございませぬか。(賛成)と呼ぶ  
者あり)

○小笠原二三男君 私はさういふお話  
を言われない先なら黙つて進めるつも  
りでしたが、さういふことを言われ  
ば參議院の先例にもたないことでは  
か、私はさういふことで進められるこ  
とは公式的には承で可い。これは  
飽くまでも國務大臣にお尋ねし、足り  
ない部分を政府委員が補足説明する  
という形式を以てやつて頂きたい  
ということ、議事進行を申上げてお  
るので、録風会さんのほうでさうい  
ふに事務的に下調べしておいて、最  
後の國務大臣に聞く、さういふ方式  
をとるといふならば、反対します。

○菊川孝夫君 成るべく委員長も督促  
をお願いします。で、一つ進めて下さい。  
(賛成)と呼ぶ者あり)

○小笠原二三男君 さういふことで進  
行して下さい。

○委員長(河井彌八君) 諸君に申上げ  
ます。只今國務大臣が出席していな  
い

ということにつきまして御不満があり  
ました。委員長も初めからさうな考  
えを持つております。それ故に即時政  
府から國務大臣が出席いたしますよう  
に要求いたします。而してこの委員会  
の進行はできるだけ精密に、而して早  
く行きますように努めたいと思いま  
す。(異議なし)と呼ぶ者あり) ちよ  
つと速記をとめて。

〔速記中止〕  
○委員長(河井彌八君) 速記を始め  
て。  
ちよつと十分間くらい休憩いたしま  
す。  
午後四時五十分休憩

午後五時十五分開会  
○委員長(河井彌八君) それでは引続  
いて委員会を開会いたします。  
只今問題となつておりますのは、  
第一条一項第八号の保安庁職員給与法  
の問題であります。なお只今緒方官房  
長官がお見えになりましたから、先刻  
の御質問を以て長官に關係するものは  
この際御質問を願ひます。

○小笠原二三男君 それをやつていま  
すと先に進みませぬので、ずつと終  
まで進めて頂きたいと思ひます。

○菊川孝夫君 その事項々々で……  
○委員長(河井彌八君) それでは只今  
小笠原君の御発言もありましたから、  
できるだけ事項について進めて参りま  
す。第八号の保安庁職員給与法につき  
ましては、今一應説明がありましたか  
ら、その次に移つて御異議ありません  
か。

〔異議なし)と呼ぶ者あり)  
○委員長(河井彌八君) 然らば第一条

第二項を問題といたします。そのうち  
で第一号だけが残りつております。その  
点について政府の説明を承わります。  
○説明員(石原武夫君) 只今議題とな  
りました國際的供給不足物資等の供給  
調整に關する臨時措置に關する法律を  
御説明いたします。

この第二項第一号は、その附則の効  
力の期間を定められた規定を二カ月延  
ばさうという趣旨でございませうが、  
この法律の趣旨を簡単に申し上げます  
と、國際的に不足をいたしてございま  
する物資につきまして需給調整をする根  
拠規定を定められたものが本法でござい  
ます。國際的な取極めによりまして國際  
的な需給調整措置のとりられておる物  
資、第二には我が國が輸入を必要とす  
る物資につきまして、輸出国におきま  
して輸出制限を行なつておる物資、第  
三番目といはしまして、国内で供給が  
特に不円滑でありまして、國民經濟の  
運行等のために需給調整を必要とする  
物資等につきまして需給調整を行ひ得  
るといふ規定でございませう。この法律  
に基きまして現在まで実施してござい  
ます。需給調整措置が二種類でございま  
す。第一の種類は相當配給の統制をい  
たしておるものであります。これが  
現在のところ輸入ニツケルと、コバル  
ト、プロタングステン、フェロモリブ  
デン、この四つの種類につきまして割  
当配給を実施いたしております。それ  
から第二の種類としてしましては、いわゆ  
る使用制限でございませうが、これはニ  
ツケル、コバルト、タンゲステン、モリ  
ブデン、これらの合金等につきまして、不  
急不要と認められます用途の使用の制  
限をいたしております。ただこのうち

ニツケルにつきましたは、その後の需給状況の変化に依りまして、本年一月からその使用制限規則の適用を一時停止しているような状況でございます。従いまして、この法律は以上申しましたような国際的の供給不足物資とみられる物資について需給調整を行なつておるのでございますが、本年三月三十一日限りで失効いたしますので、政府としては去る国会に更に一年延期の法律案を提出いたしておりますが、今回これが審議未了になりましたので、この際二カ月間だけの効力の延長措置をいたしたいという趣旨の規定でございます。仮にこの措置をとりませんと、三月三十一日限り失効いたしました場合に如何なることになるかと申しますと、第一には、只今申しましたような国内の需給調整措置が一切廃止になりますので、その間これらの不足物資については多少の混乱が起るかと存じます。それから第二には、これらの物資はすでに御承知のように国際的な割当の機構ができております。日本もそれに参加をいたしまして、只今申しましたような物資につきましたは、その大部分或いは全部を諸外国から割当を受けて輸入をいたしておるわけでありまして、その際に国際的な割合によりまして、それらの割当を受けます場合に、それ／＼各国におきまして不慮不要の用途は制限するとか、最も緊要なところに流れるように割当配給をするというような実質的な条件が付いておるのであります。従いまして若し又仮にそのような措置をとらずに全く自由如何なる用途にも使うという措置をとりましますと、今後これらの物資を国際割当機構から割当を受けるとい

ことは非常に困難になるだろうと思ひます。かような趣旨を以ちまして、是非この措置を今後も継続をいたして行きたいという趣旨からいたしまして、この際最小限度二カ月間の効力を延長いたしたいというのが本法案の趣旨でございます。

○須藤五郎君 大体この不慮物資というのは軍需物資を作るために必要な物資だと思つておるのですが、平和憲法を持っている日本として、なぜ戦争に必要な物資の材料であるこれだけをこの緊急集會にかけてまで二カ月間の延長をしなければならぬか、その点をもつとはつきりと説明してもらいたい。何の必要があるか。

○説明員(石原武夫君) この措置をとりました理由につきましては、只今申し上げましたように、現在でも統制をいたしておるわけでございます。更に今後かような統制を継続することが今後引續きまして国際的な割当を受ける実質的な条件になつておるといふ点が理由でございます。なお只今前段に御質問のございましたこれらの物資は、軍需物資或いは軍需的な用途に向けられているじやないかという御質問でございますが、これらは必ずしもさような用途ばかりに使われておるわけではございませんので、これは御承知のように、すでに本年当初からこの法律によつてそれ／＼割当配給をいたしておりますが、例えばニツケルにつきました申上げますと、通信の部門でございまして、試験研究用とかございまして、鉄鋼、機械各部門について割当をやつておるような状況でございます。只今お話しございましたような軍需部門だけにかような物資をあげてい

るといふようなことではございませんで、広くこれらの物資を必要といたします部門に割当配給をいたしてありますので、今後もこれを継続をする必要があると考えたわけでございます。

○須藤五郎君 あなたは小部分、平和産業に使われる面だけをそういうふうに大きく言われる。殆んど大部分が軍需生産に使われておるといふことは誰でも知つておることです。そのほうを隠している。若しも軍需生産に使つていないというならばその率をちゃんと挙げて、品物ごととちゃんと例を挙げて示してもらいたい。

○説明員(石原武夫君) これは別に細かい点が若し御必要でございますれば資料で御説明いたしてもよろしいのでございますが、例えば輸入ニツケルにつきました、その資料にちよつと数字が出ておりませんので、甚だ細かくなりました恐縮でございますが、例えば自動車用の点火栓については十七トンの、各種の電球については三十四トンの、それから積算電力計につきましては十七トンの、それから自動交換機については十四トンの、手動交換機につきましては二十トンの、搬送装置については十九トンのというようなことで、トータルは三百六十トンのばかりになります。が、御指摘のようなあれにのみ使つておるといふことではないと思ひます。

○須藤五郎君 それはニツケルだけでございまして、今例を申上げましたのはニツケルだけでございませぬ。

○須藤五郎君 ほかの品物はどうです。私はこういうふうには理解……、それは経済安定委員会において、これは前に討議されたときに私はよく知つておると思つた。私にそれに参加しておりました。とにかくアメリカと日本の軍需生産の申合せだ。アメリカの戦力に日本が応援する意味からさういう取極めがされておるわけですか。國際的にアメリカプロックで……。それは取りも直さずアメリカ戦力のためにさういふことがされておるといふことは明らかだと思つたのです。だから日本がさういふものを緊急集會に出すといふことは戦争準備に日本が汲々としておるといふ一つの証拠だと僕は思つた。さうでないといふはつきりした説明を僕はしてもらいたいと思つた。

○説明員(石原武夫君) 只今申しましたように、各品種につきまして細かい使用の用途があれでございまして、別に資料として差上げて結構だと思ひますが、我々といはしましては、現在今申しましたような需要、いわゆる國際的に供給する物資として需給の調整措置を講じております。物資が、只今お話のありましたように軍需生産或いは兵器生産のみに使われておるといふふうには全く考えておりませんので、國民經濟上かような物資を確保することが是非必要だといふふうにお考えしております。

○須藤五郎君 それは観点が違つたからよします。言ふ必要はない。

○委員長(河井彌八君) それでは次に移ります。第二案について政府の説明を求めます。

○政府委員(室和樸一君) 第二案は、昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律を一部改正して頂きたいというものでございまして、現在のところ昭和二十一年度において一般会計、鐵道會計、通信事業會計を合計いたしまして約百五十七億円の借入金金が昭和二十一年度當時にあつたわけでありまして、その後特別会計の廃止或いは日本國有鐵道、日本電信電話公社の発足によりまして、その所屬の区分けは違ひますけれども、総額やはり百五十七億三千四百六十万円という借入金が残つておるわけでありまして、一般會計及びこれらの特別會計が經營の支弁のために借入れた借入金金は、財政法が赤字補填の借入を禁じておる建前から申しまして、早急に償還すべきものであります。併しなが

ら現在の財政状況から見まして、又郵政事業特別会計の現在の償還能力から見まして、これを現行法通り二十七年に償還をするといふことは至難と申します。従つてこれは先般來問題になりました過去の経緯を申上げたのでありますから誤解のないように願ひたいのであります。過去の経緯につきましては、更にこの償還期限は三年程度延長して頂かなければ、この償還の計画が立たないといふことで、さような考え方をしておつたのであります。これは過去における我々の考え方であつたわけでありまして、同時に現状におきましては、これを二十七年度末に全部償還をするといふことは不可能の状態になつたわけでありまして、取りあへず六月一日まで延ばしておいて頂きまして、新内閣の手によりましてこの措置について改めて検討して頂きたいと、こういうことを考えておるわけでありまして、なおこの法文のうちで、他

ら現在の財政状況から見まして、又郵政事業特別会計の現在の償還能力から見まして、これを現行法通り二十七年に償還をするといふことは至難と申します。従つてこれは先般來問題になりました過去の経緯を申上げたのでありますから誤解のないように願ひたいのであります。過去の経緯につきましては、更にこの償還期限は三年程度延長して頂かなければ、この償還の計画が立たないといふことで、さような考え方をしておつたのであります。これは過去における我々の考え方であつたわけでありまして、同時に現状におきましては、これを二十七年度末に全部償還をするといふことは不可能の状態になつたわけでありまして、取りあへず六月一日まで延ばしておいて頂きまして、新内閣の手によりましてこの措置について改めて検討して頂きたいと、こういうことを考えておるわけでありまして、なおこの法文のうちで、他

の部面は二月月間とか、或いは五月三十一日となつておりますが、特にこの場合において六月一日となつておりますのは、一見奇異な感じを与えるのでありますが、若し五月三十一日というところにこれを置きますと、五月三十一日には返さなければならぬということになるのであります。償還期限の延長は三十一日まででは払えないということを書きたいということから、これは技術的なことになりませんが、六月一日という日にちをここに書いて原案といいたしたような次第であります。

○小笠原二三男君 これは話は變なほうに飛びますが、関連してお尋ねします。電信電話公社のほうで今回国際電信電話公社ができて、それに対する資産の譲渡等が株券となつて大蔵省がこれを持ち、これを売却した代金は公社のほうに廻つて行くようになっていくわけですが、十五国会で出て来た予算で見ますと、そのほうの収入を二十億と見積つておつたようでありまして、ところがこの会社は援護資本は確か三十二億八千万が政府側の部分で、それであと一部民間側から公算するのではなかつたかと思つておりますが、他の十数億という金は何でも本年中に株券の売却をしないから歳入には見積らないのだというふうな話だつたようですが、又噂に聞くとところによると、大蔵省当局はこういう資金が公社側のほうにあるから、その引当に一つとつてやろうというふうなことで、残分の債券を売却した代金を国のものとするように予算上出さなかつたのではないか、非常に穿つた見方をしておる向があるわけでありまして、そんなばかなことはな

いと思つて、念のためにそんなばかなことはいらないと御答弁願つておきたい。

○政府委員(愛知揆一君) そんなばかなことはいいたしません。

○委員(河井彌八君) それでは次に移らうと存じます。第三条はすでに政府の説明も伺いましたので第四条に移ります。第四条につきまして政府の説明を求めます。

○説明員(岸本晋君) 第四条の提案理由を申し上げます。現在の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、毎年度限りその効力を年々改めて参ります臨時法ということになっております。と申しますのは、現在国家公務員等に対しては退職給与といつたしましては、官吏の場合でございますと、恩給、雇用人の場合でございますと、共済組合年金或いはそのほかその法律の退職手当、そうした種々の退職給与がございます。これはそのとき々の必要に応じて生れて来たものでありまして、現在の新しい国家公務員の制度の建前からみますと、どうしてもこれを総合的な観点から又見直す必要があるという意味におきまして、従来政府において新しい総合的な退職給与制度を作りたく、かように考へておつたわけでありまして、従いまして、その退職手当も、この総合的な退職給与制度ができましますまでの臨時的なものとしたしまして、毎年度々々臨時法といたしまして、その効力の延長を国会にお願ひして参つたわけでありまして、現在の法律も本年の三月三十一日限りその効力を失うというに相成つてお

ります。四月一日以降退職されるかたがたに對しまして、退職手当の支給の方法がなくなりまして、取りあへず

五月三十一日までこの法律の効力を延長するということにいたしましたわけでありまして、先の特例国会におきまして、国家公務員等の退職手当の臨時措置法の改正法案が提出されたわけでありますが、それによりまして、本年の三月三十一日限り効力を失うのを、将来恩給法又は共済組合法などの総合した恒久的な退職手当の制度のできるまで、いわば期限なしにこの法律の効力を持たせる、なおそれと同時に退職手当に對して手当の率の引上をするにいたしましたという改正法案が出たわけでございますが、それに基づきまして昭和二十八年度の当初予算におきましては、退職手当が年間で一般会計、特別会計、政府機関等併せて約三十八億計と上されていたようにございまして、今期限を五月三十一日まで延長して暫定予算を組む場合に、三十八億の二カ月分が計上されておるといふことを承知いたしてよろしくございまして、お伺いいたします。

○説明員(岸本晋君) 今回の暫定予算に計上いたしてございまして退職手当は、俸給予算に對して一・五%をかけた金額の二カ月分ということに相成つております。

○溝口三郎君 この現行案は昭和二十五年に法律第四百二十二号で公布されたのでございまして、そのときの法律では、ポツダム政令が廃止になつたその代りに、この法律で退職手当を臨時に施行する、そしてその効力は、行政整理に基くものは二十六年三月三十一日限り効力を失う、ただその法律のうちで職員、失業者の退職手当については二十八年度三月三十一日まで効力を

有するということになつておるので、その当初から三月三十一日まで法律第四百二十二号は効力があつたと考へておるのでございまして。行政整理につきましては、二十六年に行政整理による退職手当の率を八割乃至六割ということにして、その支給の期間を二十七年の六月三十日まで行政整理を行なつて、それにやるということが二十五年度法律第四百二十二号の附則で改正されたのであります。行政整理につきましての退職手当はそれで効力はなくなつております。更に二十七年に行政機構の改革をやつた場合に、この法律に基づかずに行政機構の改革に伴う退職手当の特例法が公布されておる、それは二十七年限りで終つておるのでございまして。そこでこの現行法は、二十五年にできましたときから、行政整理をやる場合に必ず一年ごとにとやるということになつたので、四条、五条に入つておる規定でございまして、今度は今まで通りの規定を、そのまま先の特別国会に提出なさつたときには、半永久的に、いつも行政整理のようになつてやつた場合には適用ができるというふうになるので、これは年中行政整理というものをやられるというふうな不安があるものであります。行政整理というのは、昨年の七月の行政機構の改革の内閣委員長の審査報告でも、徹底的に恒久的な行政整理をやるならば、二、三年かかつて、強力な委員会等において審議したものをやるべきで、そう始終やるべきではないのだということまで、本会議に有力な委員会における意見としても述べられておるのでございまして、恒久的に行政整理の条項を法律の中に入れておくと、そしてこの第四条に基

づいておるような規定でやりますと、何が整理手当だということがどうも私どもにはつきりわからないのであります。定員の減少とか、組織の改廃とか、又は予算の減少で削減を生じたような場合に退職した者は、閣議できめてその都度整理退職に編入するといふようなことになつておるのであります。私先ほど質問いたしましたのは、三十八億の経費を二十八年度当初予算で要求していただけたが、そのうち普通退職という分は三十一億である。特殊分という分は六億八千万計上されていたようにあります。ところが六億八千万、特殊分といふものは、これは整理退職によるものであるといふことと、その数もこれは五千五百四十人計上されておるのでございまして。先の特別国会に行政機構の定員の改正の法案が出ましたが、これは三万五千人の減少だが、そのうちで欠員が一万八千人だといふことが提出されたときに、私はこの整理退職といふには、そういう欠員の減員をしたような場合に、現職にいる人が退職すれば、それは整理退職に該当するのだから、原則にはそのほうの人は該当しないといふので、若しあの定員法の改正が実現すれば、二十八年度においては整理退職の経費といふものは要らないんじゃないかと、いふように考へていたのでございまして、それとは別にこの第四条によつて閣議できめれば整理退職に該当する。そうして普通退職の場合の八割増で退職手当が支給されるという数が五千五百四十人計上されておるのでございまして、今の御説明では俸給の一・五%を

組んであるだけだということ、本年度は五千五百四十人という予定をしたその整理退職に該当する者はないというお見込で、その六億七千万円の月割は計上しないことになつたんでございませうか、そういういたしますと、この法律の第四条は今回の改正法律のうちには該当しないんだ、そういうものはないんだというように承知いたしましたよろしくございませうか。

○説明員(岸本晋君) 今回の暫定予算の基礎人員は二十七年年度末におきまます定員をそのまま延ばして組んでおります。従いまして人員整理というような問題は起つておりません。それに伴う退職手当の予算も当然計上してないわけでございます。

○溝口三郎君 今御説明を伺つたら、そうしますと、特殊分というものの月割は計上しないんだということに承知いたしましたよろしくございませうか。

○説明員(岸本晋君) さようでございませう。

○溝口三郎君 先ほどお話によりまして、俸給の一・五%を組んでいられるんだ、当初予算では普通退職の分が三十一億ということになつておりますが、文部省の義務教育職員の場合にして、それは一・二%ぐらいが年間の退職者のうちに計上されているようにございませうが、一・五%というのは、それは二十四年度の頃の実績を元にしまして、その後そのまま計上しているように私伺つたんですが、二十四年度の五月頃は七万人ぐらいの欠員もあつたんです。そして九月の終りに行政整理を一般会計、特別会計みな入れて二十五万人の行政整理をやつたんだが、十月にはすでに三万人の退職者が出て、年度

末にも三万人ぐらゐの退職者があつたが、今年の行政機構改革の基になつておりました一月一日現在では欠員が約一万人ぐらゐで、そうして非常に少ないので、どういふことかと考えておりましたが、そのくらゐ本年の事情は二十四年度とは事情が違つていたのでございませうが、三十八億というような予算を計上しまして、仮にそれが一人当たり十万円ということになれば、三万何千人というような退職者が毎年出るのかどうか。私はそういうふうな予算を計上する場合にも、漫然二十四年度頃か、あれから毎年一年ごとには、総合的な退職制度ができるまで一年ごとにはこの法律を延ばすというふうなことをや

つていけるが、いつになつたら総合制度ができるのか、まだ見当もついていない。そしてその間には退職手当の予算は三万五、六千人ぐらゐの半分も退職者ははいないんじゃないか。そういうふうな予算の組み方をせられていて、これは余つたものはどういふふうにするか知らんが、そして普通の給与ペー

スのようなものは、これは人事院の報告があつてもそういうものは職つてしまふ。私はこういうふうな要らないものをそのまま犠牲で一・五を継続して何年もやつているというふうな、そういうふうな計上の仕方はおかしいんじゃないかと考えるのですが、如何ですか。十分こういうものについては要るものを計上すればいい、要らんものは捨てればいい、今特殊分というものは要らないから今度はずつかり削つてしまつたのだ。五千何百人というものは……、ここに出て参りましたこの法律案の第一条の第二項でございませうか、これはこの前の改正案では第二項

のものは削つてあつた、今度はそのまま生かす。この前の改正案では附則におきまして、二十七年年度の行政機構の改革に伴う退職手当の特別法に該当しない者で、一月十九日以降の者は、これは本法によつて退職手当を支給するということになつていた。その内容を見ますと、三月末日までに三千三百人ぐらゐの国際電信電話会社へ電通省から移管になつたのも入れた。そしてだん／＼に内容を拜見しますと、この五月までには人事院では三十八人、どういふものか知りませんが、定員法の改正によらずに減少になる。そういうのも八割増しの退職手当を受けるといふようなことで、行政整理の定義といふものがはつきりこの法律では出ていないのでございませうが、そういうものは行政整理による退職手当か、どういふことが閣議では認定したようなことになるか、こういうふうな区分がはつきりしているのございませうか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(岸本晋君) 御質問の第一点でございませう退職手当の点につきまして、なか／＼不確定要素がございませう。正確に一銭一厘びつたりと間違わんという数字が出て来ないのであります。今までもできるだけ過去の経緯、統計資料等を集めて、成るべく正確な数字を求めてやつて来た次第であります。第二の問題でございませうが第二の点につきましては、新たに又新内閣ができて、新しい構想の下に又退職手当に関する提案がなされるのだからと、かように考えております。

○委員(河井彌八君) それでは第五

○説明員(岸本晋君) 御質問の第一点でございませう退職手当の点につきまして、なか／＼不確定要素がございませう。正確に一銭一厘びつたりと間違わんという数字が出て来ないのであります。今までもできるだけ過去の経緯、統計資料等を集めて、成るべく正確な数字を求めてやつて来た次第であります。第二の問題でございませうが第二の点につきましては、新たに又新内閣ができて、新しい構想の下に又退職手当に関する提案がなされるのだからと、かように考えております。

○委員(河井彌八君) それでは第五

○説明員(岸本晋君) 御質問の第一点でございませう退職手当の点につきまして、なか／＼不確定要素がございませう。正確に一銭一厘びつたりと間違わんという数字が出て来ないのであります。今までもできるだけ過去の経緯、統計資料等を集めて、成るべく正確な数字を求めてやつて来た次第であります。第二の問題でございませうが第二の点につきましては、新たに又新内閣ができて、新しい構想の下に又退職手当に関する提案がなされるのだからと、かように考えております。

○委員(河井彌八君) それでは第五

○委員(河井彌八君) それでは第五

○説明員(岸本晋君) 御質問の第一点でございませう退職手当の点につきまして、なか／＼不確定要素がございませう。正確に一銭一厘びつたりと間違わんという数字が出て来ないのであります。今までもできるだけ過去の経緯、統計資料等を集めて、成るべく正確な数字を求めてやつて来た次第であります。第二の問題でございませうが第二の点につきましては、新たに又新内閣ができて、新しい構想の下に又退職手当に関する提案がなされるのだからと、かように考えております。

○委員(河井彌八君) それでは第五

ます直前におきまして、この不馴れな指紋制度を実施することによつて無用の混乱が起るのではあるまいかといふことも予想いたさよますので、果してそういう事態を侵してもあえて指紋制度を採用するかどうかということについては新しい内閣において判定をして頂く、暫らく現状を維持して参りたいというのが提案の理由でございます。

○須藤五郎君 先ず第一に伺いたいことは、何の理由で四月にやるのを六月に延ばしたかということですが、それは只今日韓会談などの関係上面白くない情勢が起るといふから、それを四月からやるのを六月まで延ばしたい、こういう御説明であつたと思うのですが、それでいいですか。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りであります。

○須藤五郎君 それではその次に伺いたいと思ふますが、世界中で日本以外に外国人の指紋を強制的にとつてゐる国があるならば、私は教えて頂きたいと思ふますが、……

○政府委員(鈴木俊一君) 現在ではアメリカがやつてゐるのでございます。東洋並びにヨーロッパにおきましては指紋制度というものは強制的にやるといふところまで行つておりません。

○須藤五郎君 先日の本会議で改進黨の丸議員が法務大臣に対して、日本人の指紋をとる意思はないかという質問をされたのに対して、犬養法務大臣は、そういうことは毛頭考へておりませんといふ答弁であつたと思ふのですが、日本人の指紋をとる必要がないとき何故外人の指紋をとる必要があるのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 日本人につきましては戸籍というものがあつて、それが相当はつきりわかる仕組になつております。外国人につきましては、その点が戸籍というものがございませんで、それをまあ登録法によりまして登録をさせるという手続をとつていられるわけでありまして、登録をします際にしばしば偽造登造が起りまして、その外国人であるということを証明しますのに、外国人登録証明書というものを各自携帯いたしてゐるわけでございますが、その偽造登造が相当行われておりましたので、その偽造登造を防止いたしますには指紋によるのが一番効果的であるという結論で、只今その指紋制度をやつて見ようということになつたわけでありまして。

○須藤五郎君 戸籍を偽わるのは外人に限らないと思ふます。外国人でもそれは一小部分の或る人はやるかも知れませんが、一小部分の人は日本人だつてやつてゐる。日本人にそういう人があつても指紋をとらない。何の必要があつて外人だけにこのことをやらなければならぬか。外人は犯罪を犯す可能性が多いという仮定の下にこれをやつてゐるといふのであれば、これは非常に問題だと思ふのです。そういう問題があるからこれを延したのです。大体そこにも私は問題があると思ふのですが、その外人のみそういう仮定をする根拠はどこにあるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今のような御意見につきましても新しい内閣において御決定を願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 この法案は、法案自体に前からいふやうな問題があつてこれは国際的に問題を起した法案です。だからこういうものは当然消滅すべき性質のもので、それをなおやるやうなやうな意思、而も自信のないくせにそれをやるやうとするやうな意思を持つてゐるところが、これは随分おかしなところだと思ふのです。アメリカだけがこんなことをやつてゐる。何もアメリカの真似をする必要はない。我々東洋人は東洋人の感覚を持つてやればよい。あなたが一から十までアメリカの真似をやろうとするから、こんなばかんなことが起つて来るのです。これを何故国際紛争を予想してまでやういふことをやるやうとするのか、私は甚だ奇々怪々に思ふのですが、その点どういふふうに考えますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の御意見を新内閣においても検討されることと思ひます。

○須藤五郎君 それでこの外人というのは、今言つてゐるあなたの話を聞くと、朝鮮のかたと、それから華僑のかたとに限つてゐるやうに思ひますが、アメリカ人はどうするんです。アメリカ人、フランス人、とにかくそういう西洋人に対してはどういう処置をとるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 現在の登録法の建前は外国人一般に適用がございまして、英米人もとり同様に考へております。

○須藤五郎君 確かにそれをやる決意を以て臨んでゐるわけなんです。私たちがむしろ今日日本で犯罪を犯すのはどの人間かと言ひたいのです。相対的にいふと、西人が日本で犯罪を犯してゐる、鹿地問題にして、誘拐問題、

暴行事件にして、これはあなた、いわゆる東洋人でない人間、アメリカ人が最も多いように思ふのですが、こういう連中から指紋を取らないで、日本にいる朝鮮のかたと、中国のかたとから指紋を取るやうにしようといふのは、これはアジア人のくせにアジア人を侮辱する点だと思ふ。私は憤慨に堪えないわけだ。だからこんなばかんな法案は早く廃棄して、国際的な粉飾を起さないやうに政府は考慮すべきで、二月月延ばすと……、私はこの法案に反対するつもりですが、反対するつもりならお前は四月から実行せよと言ふのかといふと、そうじやない、四月からやることも反対だ、二月月延ばして六月からやるという精神も反対、もう四月一杯で打ち切りますというのなら私は賛成なんです。六月からやるといふ点に対して反対なんです。

○意見了承(と呼ぶ者あり) まあそういうことを言わんで……、あなたたちと見解が違ふから……。

○委員(河井彌八君) お諮りいたします。これらから先に進行しようと思ひます。第七條はすでに主税局長から説明を受けましたから、附則に入りまして、政府の説明を伺ひます。

○政府委員(林修三君) 附則の關係につきましまして、第一項は施行期日、いわゆる公布の日から施行するやうなことを規定いたしてあります。但し書がございまして、地方税法第五條の規定でございます。これは地方税法の改正でございます。これは地方税法の改正でございます。先ほど自治庁から御説明がありましたやうに、附加価値税にせよ、或いは事業税にせよ、特別国税にせよ、年税でございますから、昭和二十八年

分から適用するやうなことが必要でございます。そういう意味で適用關係を明らかにいたしてあります。附則の第二項は、この法律を施行するために経過措置がなつてゐるものがございまして、お尋ねなさい。これにつきまして政令で定めるやうなことを書いてございまして、差当り必要と思ひますのは、地方税法の施行關係でございまして、一応只今の地方税法で申しまして、今度の延期を願へませぬ場合に、附加価値税なら附加価値税が取られて、事業税、特別所得税が二十七年限りなくなることになつております。従ひまして、これが延期されて、事業税、特別所得税が行われなくなることになりますと、この年度を跨る法案におきまして、法人の事業税の申告期限等について多少経過措置を設ける必要があるわけでありまして、そういう経過措置を予想してあります。

○委員(河井彌八君) 大体政府の説明を聴取いたしました。なお質問の残つておる箇所がありますならば、この際御発言を願ひます。

○菊川孝夫君 もう時間もありませんので、極めて簡潔に官房長官に総括的に御質問申し上げたいと思ひます。それはまあ政府の解散権と、それから衆議院の内閣弾劾権、まあそこまで論じますと、非常に我々の考へと、今回とら

れました政府の考へは、政府の解散権と、非常な我々の考へと、今回とられました政府の考へは、政府の解散権と、非常な我々の考へと、今回とら

について期間の延長、効力発生時期の延期というような処置が講ぜられると思ふのですが、そのほかこの解散によつて相当経済的、政治的な空白が生ずることは否定できないと思ふのです。特に最近における国際情勢は非常に微妙なものがございまして、これに即応してやはり国の対策を講じなければならぬような面が多々あることは否定できないと思ひますが、そこで尋ねたいのは第一点に今回の解散、非常にまあ二十八年度予算成立を前にして、予算をどうしてもこしらえなければならぬ際に、それが解散によつてできないということになつて暫定予算で行くことになるのであります。経済界に非常な打撃を与えるようなことはないかどうかという点について、官房長官のほうで得られている資料の範囲内において一つお答え願ひたいと思ひます。

それから第二点は、國際的に非常な反響を与へまして、そうして再び緊急集會等を求めて、そうして何らかの処置をしなければならぬという事態が起ることが予想されないかどうか、こういう点について簡潔に御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今回の解散につきましても御意見は御意見として伺ひまして、それが経済界に非常な打撃を与へやしないか。勿論予算が不成立になりましたことは政府といたしましても非常に残念に思つて居るのであります。今暫定予算の御審議を願つておきます二月の間には、それほど大きな影響を与へずに済むのではないかと。四月十九日に衆議の院開議を終りますので、遅くも五月十九日には新ら

しい国会が召集せられますので新らしくできる政府において選挙を通して國論の趨向もわかりますし、手早い措置が取れば、それほど打撃はなくて済むのでなからうかと考えておられます。それから國際的問題であります。これは終戦後の七年の間に國際情勢の動きが殆んど予測し得ないものから次へ次へと起つて参りましたあとを顧みましても、あらかじめ予測するといふことは殆んど不可能かと思ひますが、政府が今集め得ております情報によつて、できる限りの見通しをいたしますところでは、この二カ月の間に再び緊急集會をお願いしなければならぬような情勢には先ずなるまいという見通しを持つて居るような次第でございます。

○菊川幸夫君 最後に法制局長官にお伺ひしたいのですが、法律的な処置として、まあ練達なあなたは一々チエツクせられたので、よもや間違ひはないと思ふのであります。ひよつと瀾れおつて、そういう処置はしなければならぬ、経済的な処置をしなければならぬ、今ほ面子上やられないのであります。今ほ面子上やられないのであります。関係の諸官庁から、これだけはおいてもらいたかつたというふうな、あとで処置というか、これだけは困るといふようなものが今発生しておられないかどうか。こういう点についてお伺ひしたいのです。従つて今の官房長官の話と関連して、もう一遍緊急集會を求めて、更に何らかのこの前の委員の任命のことなどというふうなことが起るような心配がないかどうか。その点を確認しておきたいのであります。今、これを御出し

になつたその後において、そういうことがないかどうかということを確認したいと思つておられます。

○政府委員(佐藤達夫君) この今回の措置につきましては、法律の面からは少くとも各省總動員して、念には念を入れて準備いたしました。その結果ここに御提案申上げて居るのでありますから、只今のところはこれで完全であるといふふうに信じておられます。

○委員(河井彌八君) 他に御発言はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員(河井彌八君) 御発言ないと認めます。

それではすべて御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(河井彌八君) それでは御質疑は終了したものと認めます。明日は討論から採決に入ります。

それでは本日はこれを以て散會いたします。

午御六時十一分散會